

# 令和7年第1回玉東町議会定例会会議録

令和7年3月5日玉東町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年3月5日午前10時00分招集
2. 令和7年3月5日午前9時59分開会
3. 令和7年3月5日午後3時10分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田豊
建設課長	清田善雅	町民生活課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健子ども課長	小島隆一	会計管理者	大城戸雅昭
教育委員会 事務局長	松永敏	農業委員会 事務局長	岩川康幸
福祉課長	清田浩義		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	岡田初音
--------	------	---------	------

- 
10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問(5名)

9番 吉住貞夫議員

7番 林和廣議員

1番 前田大樹議員

6 番 坂本和也議員

2 番 功刀圭一議員

日程第 4 議案第 14 号 玉東町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 15 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 16 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 17 号 玉東町定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 18 号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 19 号 ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

7 番 林 和 廣

8 番 清 田 高 広

---

開会 午前 9 時 59 分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

ただ今から、令和 7 年第 1 回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 7 番、林和廣君、8 番、清田高広君を指名します。

---

#### 日程第 2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 3 月 5 日から 10 日までの 6 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 3 月 5 日から 10 日までの 6 日間に決定しました。

町長の提案の前ですが、4 番、狩野議員が葬祭の参加のため途中退席しますので、御了解をお願いします。議長において許可しましたのでよろしくをお願いします。

それでは、町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和7年第1回玉東町議会定例会提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和7年第1回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私ともに御多忙中にも関わらず、皆様方の出席を賜りまして、開会できますことに深く感謝申し上げます。

本定例会の開会に当たり、私の7期目の町政運営について、その方針を申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

私は町政運営に関しまして、常に町民の皆様の声を聴くことを重視してまいりました。先の選挙期間中、たくさんの方々からこれまでの子育て施策や住宅施策等に対して評価していただき、さらに町政を前に進めるよう励ましのお言葉を頂戴いたしました。そしてこれからの4年間、私がこの町の発展を目指すに当たり、取り組み実現させたいことを町民の皆様にも聴いていただきました。顔を合わせて町民の皆様の声を直接聴き、私が目指しているまちづくりを私自身の声で訴えた結果、多くの方から信任を得て、今回も町政の舵取りを任せていただくことになりました。

私には、6期24年の地方公共団体の長の経験のほか、町議会議員の経験、そして会社経営者の経験がございます。町を会社にたとえますと、会社の実質的な所有者として重要な事項の決定や利益の分配を受ける権利を有しているのが株主であるように、町という会社は株主である町民の皆様のものであると考えております。株主総会で社長や取締役を選ぶように、選挙で町長や議員が選ばれます。経営者である町長と、町が間違った方向に進まないよう監督する取締役会のような立場の議員各位と共に、株主である町民の皆様の豊かな暮らしという利益を追求していくことが重要だと考えております。

地方公共団体として、法令遵守、公平公正な業務の執行は大前提でございますが、コストパフォーマンスやスピード感といった行政サービスに不足しがちな要素については、私自らが先頭に立ち職員を指導いたします。そして、民間意識を持って町政運営に取り組んでまいります。

今、我が国を取り巻く環境はとても厳しく、ウクライナ侵攻による社会不安、止まらない物価高騰、少子高齢化による人口減少など、先行きの見えない状況となっております。

このような時代だからこそ、町民の皆様「玉東町民でよかった」と思っていただけのように、「町政の好循環を止めない、未来につなぐまちづくり」を目指して挑戦し続けます。

そのために私は次の6つの重点施策を掲げさせていただき、今回提案する令和7年度予算案につきましても、これら重点施策に速やかに着手できるよう予算編成を行いました。

まず1点目の「好循環を促進する住宅事業（マンション・分譲地整備）」です。

これまで、オレンジタウンをはじめとする行政主導での宅地分譲事業や、アベニール木葉などの賃貸住宅事業を行ってきた結果、全国的に人口減少が深刻な中、民間の有識者らでつくる「人口戦略会議」が公表した消滅可能性自治体に本町は含まれることはなく、人口減少対策や児童・生徒減少対策に一定の成果を上げてきました。これまでの住宅事業の成果を踏まえ、令和7年度は丸田分譲地4区画を9月から10月頃には販売できるよう早急に整備を進めてまいります。

2点目は「より良い教育環境の構築と更なる福祉施策の充実」です。

より良い教育環境の構築につきましては、学習用タブレット及び教職員校務用端末を更新いたします。故障や不具合により児童・生徒の学習機会が損なわれることのないように、また、先生方の業務改善に資するよう実施してまいります。

学校給食費及び保育園副食費につきましても無償化を継続し、加えて小中学校入学時の制服、学用品等の購入に対する助成を行います。

福祉施策の充実につきましては、新たに高齢者補聴器購入費補助金を創設いたします。また、保育所への医療的ケア児受入れに係る支援事業を実施いたします。

3点目は「高規格道路整備や県道改良による住みやすさの向上」についてです。

国道208号の渋滞については、町内外の皆様にご不便をおかけしている現状がございます。そこで、令和7年度は木葉・田原坂線（仮称）に伴う交差点協議に係る設計費用を計上し、渋滞解消に向け事業を進めたいと考えております。

4点目は「無料循環バスの機能強化や買物券事業の継続」についてです。

無料循環バスは近隣自治体にはない玉東町独自の事業であります。この事業をブラッシュアップし、新たに循環バスより小回りのきく車両を導入し、旧玉名市内の病院等への乗り入れを実施したいと考えております。

また、買物券事業については、これまで年末に町民1人当たり1万円の買物券を配布してまいりましたが、終わりの見えない物価高騰に対しスピード感を持って対応すべく、必要経費を当初予算に計上し、年末を待たず速やかに実施したいと考えております。

5つ目は「木葉川改修の加速化などによる災害リスクの低減」についてです。

木葉川改修により災害リスクが低減されることで、新たなまちづくりの推進といった観点からも、完了を急ぐ必要がございます。しかしながら、河川改修の事業主体は県であるため、木葉川改修の早期完了に向けて国や県へしっかりと働き掛けを行っていく所存であります。

また、災害リスクの低減という点において、町としましては戸建て住宅耐震設計・改修補助、危険ブロック塀撤去等補助に係る予算を増額し、新たに危険空家解体補助の予算を計上しております。

そして最後の6点目「町内農業の未来を見据えた新たな支援事業の構築について」です。

農業は本町の基幹産業ですが、担い手の減少により耕作放棄地が増加し、以前は見かけなかった場所でもイノシシの目撃情報が寄せられるなど、鳥獣被害が深刻化しています。

このような状況に対応すべく、農業後継者対策として農業経営の法人化を推進するための研修費用等を新たに計上しております。

また、ICTを活用した支援を実施いたします。イノシシが罠にかかった場合、農業者のスマートフォンなどに通知がいき、その後、猟友会に対応を依頼するといったスキームを農山漁村振興交付金を活用し構築いたします。

以上、6つの重点施策に係る令和7年度の主な事業を抜粋して申し上げましたが、令和7年度一般会計予算は、47億9,701万3,000円となりました。これを前年度当初予算と比較しますと、4

億8,043万3,000円、11.13%の増となります。

さて、本定例会は、条例議案6件、予算議案13件、その他議案1件の計20件を提出させていただいております。

各議案につきましては、担当各課長から詳細を説明させていただきます。何とぞ慎重に御審議のうえ、各議案それぞれについて、御賛同賜りますよう、お願い申し上げ、提案理由並びにごあいさついたします。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。同様の質問が3、4人の方々からでております。決して重複しないように気をつけてください。

それでは、9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） おはようございます。

前田町長の第7期目の町長としての初の定例会のトップバッターとして質問させていただきます。

7期目の町政を担うに当たり、基本とする考えと取り組みを聞きたいと思っております。

去る1月19日に行われました玉東町町長選挙において、前田町長は7度目の当選を果たされました。誠にめでたうございます。

さて、選挙期間中には、町民の皆様方からの様々な要望や、町長が公約として言われましたことをどう実現するのか聞きたいと思っております。

1番、町政を行うに当たっての基本的な考え、2番、任期4年のうち、まず1年目に取り組むこと、3番目、任期4年間で取り組み実現させたいこと、以上について考えを聞きたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

今回、町長を7期目を迎えるに当たっての御質問をいただいておりますが、私が7期目の当選を果たすことができたのは、多くの支援者や陣営スタッフの応援があったことを認識しております。今回の答弁に先立ち、改めて御支援いただいた皆様への感謝の意を表します。

ありがとうございました。

さて、3点について御質問いただいておりますが、それぞれ答弁を申し上げます。

まず1点目、町政を担うに当たっての基本的な考え、日本全国で見れば1,700を超える市町村があります。そのうち熊本県には45の市町村があります。当たり前の話かもしれませんが、自治体ごとに地域性があり、財政事情があり、異なった行政サービスが展開されております。つまり、

同じ日本、同じ熊本県内でも住む場所によって違いがあります。だからこそ町政を担う者には、自分の地域をよりよくするための工夫が求められると認識しております。

そのような中、町長7期目を迎えるに当たり、強く思うことは、玉東町での定住という道を共に歩んでいただいている町民の皆様が、この町に住んで良かった、玉東町民で良かったと心から思える町を目指していきたいということでもあります。

そのためには、これまでも掲げてきた教育と福祉のまちの色合いをより濃いものにしていかねばならないと考えております。そして、特に教育は原点であると考えております。昔からまちづくりは人づくりという言葉があるように、教育を疎かにしては未来につなぐまちづくりは実現できません。すぐれたまちをつくるために、すぐれた人材の育成を常に視野に入れた町政運営に努めてまいります。

二つ目、任期4年のうち、まず1年目に取り組むこと、次に2点目の、任期4年のうち、まず1年目に取り組むことへの御質問について答弁申し上げます。

冒頭に申し上げましたとおり、多くの応援を受けて当選させていただいた事実がございます。私はこれまでの4年間でさらに町を発展させていく責務を担っていると認識しております。この町の発展を目指すに当たり、掲げた12の項目がございますので、それを改めて申し上げさせていただきます。

一つ、第2弾となるマンション整備、一つ、新たな宅地分譲事業のスタート、一つ、空き家利活用補助金の拡充、一つ、高齢者にとって住みよいまちづくり、一つ、木葉川改修の加速化、一つ、デジタルを活用した農業振興、一つ、ふるさと納税、地場産業の育成、一つ、オレンジタウン側からの駅へのエレベーター整備、一つ、山北口踏切から役場前までの道路の延長、これは歩道整備をやっていくこと、一つ、国道208号の渋滞緩和、一つ、町内買物券事業の継続、一つ、給食費無償化の継続と内容の充実と、この12項目についてどれかを選びながら進めるのではなく、12項目のすべてを1年目からスタートさせます。既に職員には取り組みを進展させるよう指示を出しており、進捗に違いはあれど、町の施策として動きだしていると御認識いただければと思います。

町民の皆様身近なものとして、昨今の物価高に対応した買物券事業を、年末を待たずに6月から開始できるよう準備を進めており、本議会において必要となる予算を計上していることを申し添えます。

三つ目、任期4年間で取り組み、実現させたいこと。最後に、任期4年間で取り組みを実現させたいことへの御質問について答弁申し上げます。

これに関しては、先ほど申し上げました12項目の達成となります。しかし、国道や県道の改良及び木葉川改修に関しましては、国や県の事業となることから、町の力だけで完遂できるものではありません。よってこれを加速させるために、町長としてできることをやっていく所存であります。

そして、仮に12項目のすべてが完了できなかったとしても、必ずこの4年間で道筋をつけることをお約束申し上げたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） まず、私が質問した1から3について、今、答弁をしてもらいましたが、実は4年前の町長選挙のあとの最初の3月議会でもほぼ同じようなことを町長には質問しております。そしてこの4年間、たった今、4年間を振り返ってみますと、そのとき町長が答弁されたことは、ほぼ町長は実行してこられたと証明されております。

そういうことで、今回の選挙について12項目を掲げて選挙に臨んだということで今、言われましたけれども、これについてもこの4年間しっかり取り組んでもらうということに大いに期待します。

さて、国や県、市町村、それから民間の会社でも誰がそのトップにおいてやるのかが、非常に重要なことでありまして、そのことの例によればですね、アメリカ合衆国が一番分かると思えますけれども、今まではバイデン大統領が4年間やられていましたけれども、今はトランプ大統領に代わりました。そういうことでトランプ大統領の考えは、アメリカファーストであります。それを前面に打ち出してのやり方が今、実際実行されてきておりますけれども、非常にほかの国にとってはですね、不安や課題が突きつけられております。

そういうことと言えばですね、前田町長が6期24年間取り組んでこられたということは、もちろん町民ファーストもありますけれども、周りの町、市との融和を図りながら、そして町が発展するように取り組んでこられた結果、今の町の発展につながってきていると思えますけれども、まず1番に掲げた、町長が町政を担う上に当たり基本的な考え方、これはさっき言われました町民との対話での町政をやるということにつきると思えますけれども、6年間これを継続してやってきた結果ですけれども、当初よりは各地区の懇談会に集まってくれる区民の方たちが減少してきてはおりますけれども、非常に私はこの場が、町が今、何をやっていて、区民が何を求めているのか一番分かる場だと思えますけれども、これについては、この4年間も継続してやる考えですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

区長さん方にですね、この地区懇談会をやるかやらんかと以前聞いたことがあります。もういいだろうと言われたこともありました。しかし、その中においてもですね、3分の1ぐらいは継続してもらいたいという声がありましたのでずっと継続しているわけです。今後もですね、この人数が減ろうがどうしようがですね、やっぱり地区民の声を聞くということが一番だと思いますので、継続していきたいと。区長さん方は大変だろうと思えますけど、お願いしていきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町長としてもですね、この4年間が自分の集大成という気持ちでおられると思います。そこで、その地区懇談会にかかわらずですね、より町民の方々の全般に集まっていたいただきたいというような場所についてはですね、特に若い子育て世代の方たちが、子どもがい

るためになかなかその場に行けないという思いの方もおられるでしょうから、できるだけ町民の方たちに参加していただきたいというような場には、子供を預かる場所という形での配慮も必要じゃないかと思えますけど、そのへんはどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

地区によっては可能なところもあると思います。できるだけそういうことを図っていかねばならないと思えますけど、若い人の声を聞くためにはですね、校区ごとにですね、土曜とか日曜・祭日、これを利用してですね、やっていく方法も考えてみたいと思います。その場合は、子育て支援グループがありますから、この議会でもですね、防災無線で放送しておりましたように、子育て支援をお願いするところは早めに言うてくれというようなことを言っていましたように、そういうこともできますので、若い人がどうこの町をしていきたいのか、その思いをですね、聞いてみたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 今、町長が言われたような形でやるやらんは、それぞれの区長さんと話し合いながら取り組んでいただきたいと思えます。

あとですね、12項目の中で言われたところですね、まず一番感じているのが、報道で言われていることが、3月には食品関係だけでも4,000品目ぐらいがまた値上げになるというようなことが報道されております。町長のさっきの答弁の中でも、町内買物券事業については、早めに取り組むということと言われましたから、さっき言われたように6月から使えるような形でのスタートを考えていますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

昨日ちょっと打ち合わせもやりましたが、6月大丈夫かなと思いましたが、産業振興課のほうではですね、6月スタートの方向で進めておりますということでありましたので、6月からスタートできるんじゃないかなと、6月、7月と、そうなれば2か月間ということになろうかと思えます。できるだけ答弁したように進めてまいりたいと思えます。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町長がその実現に向かった根拠というのは、ちゃんと自主財源として確保できるという根拠があるから、そこが取り組んでくれると思えますので、そこに向かっての準備をよろしく願います。

それからですね、あとやっぱり同じ町長の最初のあいさつの4点目で言われました、無料循環バス関連ですけれども、玉東町独自の事業でこの事業ブラッシュアップをするということで、新たに循環バスより小回りのきく車両を導入するということは、これは選挙期間中も町長は言われておりました。これについては、この小回りのきく車両、町で買う方法もありますし、リースで借りる場合もありますけれども、どういう形でまずこの車を確保したいと思っておりますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

まず、戸別の家に迎えに行くということで、道路は狭いというのがあります。新車を購入してとかリースで購入してもですね、傷つけることが多々多いかと思しますので、まずはですね、中古を購入してスタートしてみたいと思っております。中古だったらですね、お年寄りを乗せるんだから当てたらいかんですけど、やっぱり狭いところに行くもんで、傷ついてもあんまり気にならないように、しかし、あんまり傷ついたのでですね、持っていくわけにはいきませんから、そこはですね、傷ついたら修理をしてやっていきたいと。まず中古で最初の費用を抑えていくように図っていきたいと思っております。まず調査を、ニーズ調査をやっていきます。

家庭ごみ、これは戸別に今は収集しておりますけど、そういう形でですね、ニーズ調査をやって、玉名側ともですね、話をしながらスタートさせていきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 車についてはそういう形での確保ということになりますけれども、ニーズ調査をやるということで、私が感じているのは、このニーズは相当あるんじゃないかと思いません。そして、それプラスですね、以前にも私は議会の一般質問で取り上げましたけれども、高齢になって家族も心配しているから、免許を返納したいと考えているけれども、返納したら足がないということで、そのへんの二の足踏んでいるという方たちも相当おられます。そういうことで、選挙期間中、町長はまず1台でやりますということでしたけど、そういうことが分かってくると、それは当然台数を増やして取り組むという形に考えですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

原倉のとっぺんと木葉、浦田、稲佐地区、相当離れております。やっぱりこれを同時にという時間帯が相当変わってまいりますので、その点をですね、どう持っていか配慮しながら進めていきたいと。その場合はですね、1台では無理なことがあるかも知れませんから、そのときは柔軟に対応していきたいと。その場合財政的な面がですね、大きくかかわってまいりますから、その点もですね、しっかり削るところは削って、やっぱりそういう面はですね、福祉のまち玉東ですから、力を入れていきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 玉東町ではですね、非常に若い世帯の方たちに町内に来て子育てしてもらいたいということで、そういう子育て世代にはしっかり力を入れているけど、高齢者にとってはいまいち恩恵がないというようなところの声も聞こえていましたのでね、これのワゴン車で玄関から玉名市内の病院あたりまで送迎をやるということは、これは本当に県内でも多分やってないんじゃないかと思えますけれども、非常な高齢者の事業となりますから、是非早めにこれ取り組んでいただきたいと思えます。

それから、町民も0歳から高齢者まで、いろいろなその方たちが住んでいるわけですがけれども、今、私が感じているのはね、年齢の小さいほうからいけば、3歳以上の保育料あたりは町で面倒見てくれていますけれども、0歳から2歳児あたりがまだ手付かずの状態、3人目からはという

形ではありますけれども、このあたり1人目から町として補助に取り組むという考えはないですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

なかなか難しい質問でございます。0歳から2歳までという相手方の公約がありました。これはですね、なかなか難しいんですね。対応する保育園が対応できないと。なぜかと、3歳以上はですね、1人で何人か見られるわけですね。ところが0歳から2歳までというのは、1人で何人も見られないと。そしたらですね、保母さんをしっかり確保せないかんと。ところが今、少子化に伴って今、人材不足です。保育園が対応できないと、そういう状況があらうかと思えます。

やっぱり政府のほうも0歳から2歳までは無料化しないということじゃないかなと。やっぱり現場が今の状況では0歳から2歳まで無料化とか補助をやったらですね、おそらく対応できないと思いますので、今の状況を見ながらですね、そこは考えていきたいと。0歳から2歳までの副食費、これは町はやっていますから、やっぱりその程度でですね、あとそれから踏み込んでなかなか厳しいんじゃないかなと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 昨日もですね、玉東町の子ども計画策定の委員会があつて、いろいろ問題点あたりも話し合ってきたわけですが、これはやっぱり議会の厚生文教税務の常任委員会でも、現地に行って調査する必要があると私も感じておりますから、また4月以降ですね、そのへんは委員の皆さん方と話し合つて取り組んでいこうかと思えます。

それからですね、町長の答弁の中に入っていなかったけれども、以前から町長が言われておりますオレンジタウン側から駅の構内を渡るための、今、歩道橋ですが、そこのところにエレベーターを設置するということが選挙前からこれは町長も言われていましたけど、このことについてはどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

オレンジタウン側からのエレベーターについては、現在エレベーター2基をつけております。その先にですね、オレンジタウン側からつなげていきたいと。ちょうど見た感じで見ればですね、あそこは空いていますから、これは可能だと思いますから、エレベーターの開所式のときにですね、熊本駅長も来ておりましたので話をしたことがあります。早速4月からですね、その点については交渉に入りたいと。3年以内にはですね、あのオレンジタウン側からエレベーターを設置して、今、駅員は窓口事務だけですから、乗って下りながらエレベーターに乗って通路を渡って下に下りて切符を買えばいいわけですから、そのほかもですね、自由にオレンジタウン側から駅前に移動したいときはエレベーターを使えると、そういう方向でですね、交渉をしていきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町長が言われた形でのエレベーター設置ができればですね、電車を利用

する人はもちろんですけれども、オレンジタウン側からゆめ・ステーションあたりの利用もですね、増えるんじゃないかと私は思っていますから、この任期4年の間に、完成までこれは町長としてはやる覚悟ですかね。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えしますが、先ほど申し上げましたけど、3年以内にはですね、これは完成にこぎ着けたいと。やっぱり一つずつ片づけていかないからですね、一つはですね、3年以内にどうしてもやりたいと、その意気込みで交渉してまいります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 分かりました。頭の中でいろいろ考えることがあって、なかなか町長が言われたこと全部が頭の中に入っていないところもありましたので失礼しました。

私が取りあえずこれから取り組んでいただきたいということを主に今、町長に質問したわけですが、これ以外にもこれからの玉東町の発展を続けるためには、何といたっても熊本市道田原坂線、これの接続、これもありますし、答弁で言われました木葉川の拡幅、これあたりが、なかなかこの4年間の間にそれができるとは分かりませんが、これもしっかりできなくても次代につなげる形ですね、早くそれが完成できるように取り組んでいただきたいと思いますので、そこもよろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

---

休憩 午前10時42分

再開 午前10時56分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 先ほど町長のあいさつの中で、六つの重点施策を申されましたけれども、私は選挙中に配られた前田町長のパンフレットの中の12のうちの2つだけ選んで質問をさせていただきます。

まずこの中にですね、一つ、第2弾となるマンション整備、木葉駅周辺に高齢者にも配慮した新たなマンション整備を進めるとあるが、詳しい説明をお願いします。

今現在では思いの段階なのか、既にスタートしているのか、そのへんも含めて説明してください。

それからもう一つ、ふるさと納税、地場産業育成となっていますけれども、ふるさと納税の返礼品に地場産品をさらに積極的に導入しますとあるが、これも具体的な説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問に対しまして、まず企画課長のほうより答弁させ

ます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

2点についてお尋ねいただいておりますので、それぞれ答弁申し上げます。

まず1点目の第2弾となるマンション整備について答弁申し上げます。

木葉駅前PFI住宅整備事業として、令和3年度に竣工した12階建てのマンション「アベニール木葉」は、有利な価格で良質な住宅を調達し、地方の工夫で課題を改善した事業として、国土交通省の住宅局長賞を受賞し、財務省の優良事例集に掲載された事業でございます。

建設前には本議会でもいくつかの御懸念の声をいただきましたが、結果として駅前という立地やマンションの機能性が評価され、今なお高い入居需要を維持しており、定住促進に大きな成果を上げていると認識しております。

このアベニール木葉の成功は、玉東町の木葉駅周辺における入居需要の高さを立証しているものと捉えられることから、第2弾となるマンション整備を実施し、さらなる定住促進を図ってまいりたいと考える次代です。

アベニール木葉は、すべての世代向けのマンションとして整備したものであり、現在幼児から高齢者までの幅広い層にお住まいいただいている住宅でございますが、玉東町全体を見ますと、元気な高齢者も介護が必要である高齢者も、今の住居に将来に向けた不安を抱えている例が散見されます。

そして、その高齢者の子や孫も親や祖父母の将来に不安を抱えているというような状況がございます。これを踏まえ、次に整備するマンションは、高齢者に限定した部屋を設け、集合住宅の利点を生かした高齢者福祉サービスを付帯させていきたいと考えております。

また、高齢者に限定することで、免許返納の実現による交通事故防止と命の安全の確保が図られ、面的な余裕がない木葉駅周辺で、駐車場確保問題にも対応できると考えられます。木葉駅周辺であれば、移動は電車、バス、タクシー等も活用でき、徒歩圏内に飲食料点小売店、役場、銀行、郵便局、病院、飲食店等といった利便施設もそろっていることから、車のない生活も十分に現実的なものとなってまいります。加えてマンションのセキュリティの高さが、悪質な訪問販売や空き巣被害などから高齢者を守る役割も果たすと考えられます。

なお、マンションの部屋数や階数、高齢者限定とするのか、一部若者入居を可とする部屋を併設するのかなどの具体案につきましては、これから見極めて決定してまいりたいと考えております。

続いて、2点目のふるさと納税×地場産業の育成について答弁申し上げます。

はじめに、本町におけるふるさと納税事業の現況についてお伝えします。

令和6年度のふるさと納税寄附金の実績見込みとしましては、対前年比20%増の約11億4,000万円前後の着地を見込んでおります。これは令和6年度一般会計歳入予算科目の中で、地方交付税約15億4,000万円に次ぐもので、歳入予算総額中、ふるさと納税寄附金の構成比は約20%を占め、本町においてまちづくりのための貴重な財源となっているということは言うまでもありません。

次に、返礼品事業者登録の状況は、本町のふるさと納税返礼品業務を受託している株式会社ローカルによる事業者の新規開拓の成果もあり、登録数は徐々に増え、現在は町内事業所や農業の生産者など51事業者が登録しております。これは事業者の販路拡大や地場産業の育成につながっているものと捉えております。返礼品の登録数は、今現在276品目、昨年から13品目増えているものの、返礼品の登録数が多い自治体ほど多く寄附金が集まる傾向があるため、本町においても返礼品のラインナップ充実を図ることが必要であると考えております。

返礼品のラインナップ充実を図る具体の対応策として、次の3点を考えております。

一つ目、登録事業者向けふるさと納税講習会の開催です。講習会を通して、既存商品の見直しや新規返礼品の開発につなげたいと考えています。

二つ目、引き続きの新規事業者の開拓です。株式会社ローカルと連携のうえ新規事業者を開拓し、返礼品の量の確保に努めていきたいと考えております。

三つ目、返礼品を提供する事業者の経営や創業を支援する仕組みづくりの検討です。これまでに積み上げたふるさと納税寄附金を原資として、ふるさと納税に係る返礼品の開発や事業所の新設、増設に対して、奨励金を交付する仕組みについて、先行自治体の事例調査からまずは始めてみたいと考えております。

最後に、本答弁のまとめとしまして、本町におけるふるさと納税事業の位置づけとしましては、まちづくりのための貴重な財源であること、併せて、地元産業の育成に寄与することと捉えております。今後とも町内事業所や農業の生産者、そして株式会社ローカルと連携、協力しながら、積極的な取り組みを進めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） マンション形式でやはり賃貸か。高齢者にはではなく、高齢者にもとあるが、高齢者専用か。入居対象者は高齢者優先だろうが、その基準はどうなんでしょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

高齢者優遇政策でもあります。以前から私が言っておりました高齢者集合住宅、これを造りたいと。これは高齢者優遇政策、免許返納者、駐車場の要らないマンションを考えておる。免許返納した人が優先的に入ると。それから若人向けのマンションというのも考えておると。今みたいなアベニール木葉みたいに複合型にやるのか、どうするのかは今からの検討の課題の一つでもあります。それぞれそのときのニーズがありますから、いろいろ考えてまとめていきたいと。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 2月18日の熊日新聞に掲載されていましたが、食料品を扱う店まで500メートル以上離れていて、車を利用できない65歳以上を食料品アクセス困難人口とありましたが、そういった対象の方や、限界集落などの買い物難民の方の入居優先度合いはどう考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

高齢者集合住宅を造った場合は、そういうことも基準に考えて優先的にやっていくと。やっぱり弱者救済、それが私の大きな目的でもありますから、そのことは十分考えてやっていきます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 高齢者の集中した住まいで、介護や医療従事者の定期的訪問による一括確認や診療の制度導入はどうか。それから、昨年度策定された第9期玉東町高齢者福祉計画、介護保険事業計画、令和6年から8年までの概要版の4ページにですね、2番、玉東町地域包括ケアシステムが目指す姿として図案化されていますね。医療・介護、住まいの流れが分かりやすく図案化されていますが、この図そのままマンション化してもいいと思いますけど、どうなんでしょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

計画書にあげているそれを参考にしながら、それに近い形でのマンション計画をやっていくということでお答えします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 全くこれに沿った考え方だと、ちょっと感心しましたんですけどね、元気なうちにとということで、サービス付き高齢者向け住宅マンションに御夫婦で入居された方を知っていますが、今、元気で楽しい日々を暮らされているそうです。しかし、医療や介護などのサービス付きとあって、月にお一人14万から19万円がかかるとのこと。私にとってはそんな施設は夢のまた夢です。年々高齢者も要介護も増える状況だが、一層のこと先ほどおっしゃったように、障がい者も含めて生活全般の確認ができるように、医療・介護の従事者を絡めた弱者救済を目的とした施設整備としたほうが、今の時代これからの社会に合いそうな気がします。そのほうが国の補助も期待できそうなんだが、どうなんでしょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

そのことは私も十分考えております。年金の中にも国民年金、共済年金、そういう年金の制度があります。その中で国民年金の方はものすごく今、6万とか7万、とてもじゃないけど14~15万とか、それ以上のなんが出せない。そのことをですね、どうカバーできるかということですね、今、考えているところであります。それが私もですね、一番頭が痛い。その人たちを見捨てることはできない。やっぱりですね、その人たちも受け入れる施設でなくちゃいけないと思いますので、それをどう受け入れ体制をつくれるか、財政で経営的にどう持っていけばいいのか、そのことを考えながらですね、やっていければと考えております。そのことは十分ですね、考えていきたいと。

やっぱりなぜ高齢者集合住宅を考えるかという、今、子ども少子化です。子どもが1人とか2人とかおって、大学へ行って関東とか関西に行ったら帰ってきません。親だけが残される。その親だけが残されたときにどうなるかということを考えてときにですね、やっぱり集合住宅がい

いんじゃないかなと。ヘルパーさんも少なくなっていく、山北の一番上と木葉と離れたところを行ったり来たりする無駄な時間があります。ヘルパーさんが少なくなった中でそのカバーはできない。集合住宅になつてれば1人で何人か見られるというようなことになりますから、やっぱりヘルパーさんも減ることを考えてですね、この集合住宅というのは必要だと。今、一つの社会問題になっていますけど、都会でもですね、そういうことを考えられてあるわけですね。その先取りとしてですね、この小さな田舎町でも考えていく必要があると、そう思って今は取り組んでいきたいと思っていますところであります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 正直言って私もですね、国民年金なんですよね。今、厚生年金が若干加味されていますけれども、一月に12万3,000円ではなく、2か月で12万3,000円しかもらっていないです。そうすると月に6万5,000円、食費、良かったなと思うのは、貸家に住んでないだけ良かったかなと思います。だからそういう自らも脅かされる境遇でありますので、あなたがこの公約を載せたときにね、非常に気になった項目ではあったんです。

ただ、あなたと私同級だから同じ境遇になるけど、あなたはお金を持っているかもしれないけど、やっぱり持ってない方、いいや持ってないと言うといかんけど、国民年金という表現で言えば、非常に先が思いやられる問題であります。

だからこれはね、昔ですね、そうですね、もう30年か40年ぐらい前に役場の担当の人に聞いたんですよ。老後を幾ら貯金しとけばよかったですかて聞いたけど教えてくれない。今はテレビとかなんか見れば2,000万円と言いますね。そのとき知ってたら今はそのくらいは貯めとったかもしれませんが、やっぱりですね、いろんなパターンがあるかもしれないけれども、将来脅かされるというのが想像つきますからね、よければ雑談の中でも担当の方がね、幾らぐらいは要るですよて若い人たちに言っとったほうがいいかなと思います。

商売上いろんなお客さんと会えばですね、「なーん私が死んだとき迷惑かけんごつ、200万な葬式代でとっとたい」というお年寄りさんは結構いらっしゃいます。それ以外にも持っておられる余裕のある発言ですけれども、40年間で何とかね、切り詰めていけばある程度金が貯まる。ところが私の場合は、ついこの前から慌てている、そういう人も結構いると思います。ですからこれの問題はね、現実化してもらいたいと思います。

それでは、2番に移ります。地場産品をさらに積極的に導入しますとありますが、農産物の加工品開発、例えば6次産業の積極的に取り組むとかということではないのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 加工品の開発でありますので、くだものとかそんなものもありますし、それを生かした今おっしゃったような加工品というのも入ってくるというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） この前、肥後銀行さんがここに移ってきましたよね。そのときに粗品としていただいたのが乾燥剤でした。あれは坂本石灰さんの乾燥剤だったですね。それとこの前、

ホームセンターに肥料というか、苦土石灰を買いにいったらですね、それも坂本石灰さんのだったんですよ。こがん重かつば自宅まで届けらすとよかねえ、あ、そうだと思ったわけじゃないんですけども、地場でもありますしね、坂本石灰さんのそういうものを返礼品に加えるということは既になさっているんですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 坂本石灰さんですね、現在坂本石灰さんは、うちの返礼品事業者としてですね、登録はされてはおりません。ただ、その過程の中で、そういった坂本石灰さんに返礼としてどうかというような働き掛けをですね、したことはちょっと私も今、認識はしていないので、どういった経過があったということはちょっと私は分からない状態です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 空き家対策も兼ねて、田舎暮らしの宿泊と自炊やふれあい体験ができるようにリフォームして、田舎暮らしの体験を返礼品としてはどうなんでしょう。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 現在ですね、うちの返礼品の商品の中にも、そういった体験型のコト商品もいくつかあります。みかんの木のオーナー制度であるとかですね、お食事券を、実際そこで行ってお食事券で食べるというようなコト商品もあります。

今、林議員のほうから御提案ありましたけれども、そういった空き家を使って田舎暮らしを体験するというようなコトですよ、コト商品についてもですね、今後導入できるかどうか検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 令和4年、去年一昨年ですね、6月議会で一般質問で、ふるさと納税の返礼品で、町長への質問と町長の答弁を議会だよりにありますから読んでみたいと思います。

ふるさと納税の返礼品として、無形、形がないということですね、無形の例えば玉東町の祭りへの招待とか、遠くにいる実家の家や土地、お墓の管理清掃、空き家活用などのボランティアも含め、無形のものが返礼品としてなり得るかという質問に対して、町長がこう答えられています。2年前ですね、「なかなか良いアイデアを持っているなあ、墓掃除とか家の開け閉め、離れて住んでいる人にはそういうことも提案できるんじゃないかと思います。一度考えてみます」とこう言われています。どうなんでしょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

2年前に言ったとおり、それは良いアイデアだと思う、今でも、あと実行できるかできんかは、担当にですね、再度伝えていきたいと。墓掃除というのはですね、なかなか遠くにいれられない。墓がね、荒れてしまつとる。それを見ると忍びないところがあるから、やっぱりそういうのをふるさと納税の返礼品としてできたらいいと思いますから、実行に移せるように担当課には伝えていきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今まで考えていなかったという正直な答弁でしたね。これからは物的返礼品もですが、寄附者のお困り事の手助けや楽しみの提供などの無形の返礼品が求められていると思います。西浦課長、いま一度そのへんの取り組みの具体的なことはどうか分かりませんが、ひと言お願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 先ほど町長の話もあったようにですね、林議員が御提案された無形の返礼品ですよ、コトという返礼品ですけれども、そちらについても現在、先ほど言ったように数点の返礼品はあるんですけども、今、御提案いただいたですね、無形の返礼品についてもですね、町長の先ほど指示がありましたので、担当課のほうで今後導入できるかどうかについて検討していきたいというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 先ほどの住宅関係と今回のね、さらにふるさと納税が増えますようにね、我々もこぞって協力したいという部分がありますので、よろしく願いして終わりたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の一般質問を終わります。

続きまして、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） よろしくお願いします。

1点質問します。1点じゃないですけどちょっといっぱいありますけど、大枠1点、質問いたします。

未来につながる教育について。

前田町長の7期目の集大成として、これまで掲げてこられた教育と福祉のまちづくりという方針、そして、先の町長選挙でも教育に力を入れるとおっしゃっていました。そこで、特に子どもたちの教育について、町長がどのように考え、どのような取り組みを進めていくのか伺います。

1番、具体的な施策について。教育に力を入れるとは、具体的にどのような取り組みを指すのでしょうか。重点的に進める分野についてお聞かせください。

2番、学校環境の改善。学校施設の整備やICT環境の充実など、学習環境の向上に向けた取り組みはどのように進めていくお考えでしょうか。

3番、教育格差の是正。経済的な事情による教育格差をなくすための支援について、どのような施策を考えておられますか。

4番、子どもたちの声をどのように政策に反映させるのか。子どもたちの意見を教育政策に生かす仕組みはありますか。例えば子ども議会の開催やアンケート調査など、意見を集める場を設ける考えはあるのでしょうか。

5番、教職員の待遇、働き方。教職員の負担軽減について、具体的な取り組みを進める予定はありますか。

6番、地域との連携。学校と地域が協力し、子どもたちを支えていくためにどのような取り組みを進めていくお考えですか。町長の考えを伺うとともに、今後の具体的な施策についてもお聞

かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

冒頭だけ私がお答えして、あとは教育長にお願いしたいと思いますが、なぜ教育に力を入れるかという、自分が今まで育った中で、教育、これをですね、一つの反省材料として教育に力を入れると思っているところなんです。やっぱり道徳教育、これが一番の基本になると思っています。学校の中でですね、英語教育、これがものすごく劣ったなど。英語を6年間、高校まで行って6年間習ったけど何も話せんと。それよりも独学で韓国なんかで団体さんがよう行きよったから、せっかく行くなら勉強してみろと思うて、ラジオやテレビとか、本を買って勉強したことが、英語よりももっと話せるようになったと。やっぱり興味を持つこと、そして、やっぱり聞き分けはできないけど話すことはできたんですね。中国に行ったとき、町長になって中国に行ったとき、中国の教育はですね、小学校1年生から英語教育を取り入れとったわけですね。ああ、これだったと。やっぱり小さいときからですね、英語教育は大事だと。聞く耳を持たせないかと。我々が英語をしゃべれんのは何でかと、聞く耳を持たん、日本語を文法から習った者は誰もおらんと。我々は英語を文法から習ったわけですね。それが嫌になったわけ、やっぱりその教育が間違うとったっじゃないかと。やっぱりそのことを思って、ALTこれをその制度があったもんで、町に帰って第2と第4が休みだったんですよね、土曜日、その午前中を利用してチャイルドイングリッシュとか、小学生対象に会話から入ると、文法なんていらんと、聞く耳を養えという教育姿勢が大事だということをですね、ALTを利用してやっていったらどうかということをもうしたわけですが、やっぱりですね、教育長も代々代わりまして、今の教育長はですね、私の目指す教育をやってくれておりますので、あとはですね、教育長の答弁に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 前田議員の質問にお答えします。

まず最初に、教育に力を入れる具体的な取り組みについてですが、次の3点を教育の大きな柱として取り組んでいます。一つ目は、心と身体の健康な児童生徒を育てること。二つ目は、確かな学力を身に付けること。おかげさまでここ10年、荒尾玉名管内で学力は常にトップクラスです。三つ目は国際理解教育、英語教育を充実させること。毎年玉東町の小学6年生と台湾の小学校とで交流を行っています。また、小学校5、6年生と中学生は、全員が英語検定試験を受けています。受験料は全額町で負担しています。中学3年生の英検3級の取得率は県平均を大きく上回っています。具体的な数字で申し上げますと、昨年は県平均が英検3級の取得率38%、玉東町の3年生が64%でした。

次に、学習環境の向上に向けた取り組みについてですが、計画的に学校施設の整備を行っています。本年度はプールサイドの整備やプールの濾過装置の交換などを行いました。

また、ICT教育については、活用の専門家の支援員を配置し、先生方の指導に当たってもら

っています。

三つ目の教育格差の是正についてですが、教育格差をなくすために町営の未来塾を行っています。もちろん無料です。

四つ目に子どもたちの声を施策にどのように反映させるのかということにつきましてですが、企画財政課で中学生向けのアンケート調査は行っています。また、直接町長が中学校へ出向いて、中学3年生と会食をし、意見を聞くようにしています。

五つ目の教職員の待遇、働き方、負担軽減についてですけれども、今年の3月から中学校の部活動は完全に地域に移行します。これによって先生方の負担はかなり軽減します。

六つ目の地域と学校との連携についてですが、今年の4月から学校独自の行事を地域と協力しながら実施することで、学校の活性化を図ります。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

今ですね、様々な具体的な考えをお伺いできました。いつもどおり私の質問は訴えかける質問になりますので、今、御答弁いただいた内容を多少スルーしてしまうところもあるかもしれませんが、御了承ください。

そして町長におかれましては、この日本の教育委員会制度のもと、具体的な取り組みというよりも、大まかな方針を決定されるというイメージでしたが、かなり具体的に考えていただき、保護者としてもありがたく思います。やっぱり何をするにもまず予算がかかります。なので予算編成権を持つ町長の考えをお伺いしました。

さらに、教育委員会との連携をとる中で、町の総合教育会議があると思うのですが、この会議は年に何回ぐらいされていますか。そして、この会議の議事録は原則公表するものとなっていますが、どこで見ることができるのでしょうか。お伺いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 1番、前田議員の御質問にお答えいたします。

年1回総合教育会議は開催しております。大体先月行ったばかりだと思います。

それから議事録についてはホームページで公表するように計画はしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

そうですね、長洲町と和水町では、ホームページで既に議事録を見ることができます。掲載することによって町民の方にも見えるようになって、他の自治体にも刺激になると思います。実際に他の自治体の議事録の中で玉東町が出ています。とある首長さんが、「全額補助している自治体はありますか」との問いに、「玉東町です」、「ああ、なるほど」と、これちなみにさっきの英検の補助の話ですね。それぐらいやっぱり玉東町は教育も進んでいるとは思いますが、もっともっと進めるためにも具体的にお伺いしていきます。

先ほどの町長の答弁で、どちらかというとな学力と体験と、国際的にもいろんな方面で重要であるという答弁だったかと思います。私はですね、学力も大切ではありますが、やはり体験が最も重要だと思います。子どもたちにとって学びの場で得る知識はもちろん必要ですが、それだけでは限られた世界しか見えてきません。学力を重視しすぎるあまり、実際の社会や生活の中で必要なスキルや感覚が養われないことがあると思います。体験を重視することで子どもたちは本当に生きた学びを得ることができます。

例えば、地域での活動や自然とのふれあい、異なる背景を持つ人たちとの交流など、こうした体験が子どもたちの視野を広げ、自己肯定感や問題解決能力、社会性や主体性を高める手助けとなります。こうした体験を通じて成長した子どもたちは、将来において柔軟で創造的な考え方を持つことができると思います。そして実際に社会で役立つ能力を身に付け、どんな困難にも立ち向かえる力を育むことができると思います。ですので、学力ももちろん大事ですが、より多くの体験を重視した教育を進めていただきたいと思っております。子どもたちがより豊かに、力強く成長できるような取り組みを是非お願いします。

次に、2番の学校環境の改善ということで、ICT環境の整備についてお伺いします。

以前も少しお聞きしましたが、うちの子ベースの話にはなるんですけど、現状として子どもたちの宿題は今でも紙で行われることがほとんどで、タブレットを持ち帰ることもほぼありません。もちろん字を書くことは重要ですし、何でもかんでもタブレットで対応すればよいとは思いますが、タブレットを活用した宿題ももっと取り入れていただきたいと思います。

一方で、授業では高学年になるとタブレットを頻繁に使っているようです。子どもたちが机の上にタブレットを置き、先生が黒板の代わりに大きなモニターに画面を写して授業を進めるため、一見するとICT化がものすごく進んでいるように見えます。

しかし、実際にはモニターに表示されるのは先生のパソコンの画面を拡大したもので、黒板のように直接書き込めないのが現状です。そのため、一部の先生はモニターに透明なビニールを貼って、その上からマーカーで線を引いたり文字を書いたりするといった工夫をされています。しかし、ページが変わるたびにビニールを消す必要があり、非常にアナログな対応になっていると感じました。この問題を解決するのは、電子黒板の導入が必要かなと考えます。電子黒板については国の補助制度を活用できるか確認していただいて、もし難しい場合は段階的な導入や、他の財源の活用なども含めて検討していただければと思います。

ただ、先生方の中でもICTを使いこなせている先生とそうでない先生の差があるのも事実です。現在先生方は多忙で、ICTの研修に十分な時間を割くのが難しい状況だとは理解しています。しかし、先日町で開催された教育フォーラムにおいて、講師の先生が、国では既に次の学習指導要領の議論が始まっており、国が5,000億円かけて整備した1人1台のタブレットは、もう使いこなせている前提で教育方針が進められるとおっしゃっていました。

こうした状況を踏まえると、先生方のICTスキルの差が今後の授業の質に大きく影響してくる可能性があります。そのため、ICT支援員の派遣日数を増やすなど、何らかの支援策が必要だと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 現在のところの1人の専門家の支援員が三つの学校をまわって回っているんですけども、その勤務実績をみてみますと、今の現状で十分じゃないかというふうに思っております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

特に先生の中で差はないということですね、ICTの使いこなせているから特に。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 差はものすごく差があります。ですから専門家の支援員を入れて、できるだけ先生たちの間の格差を縮めようというふうに考えて入れております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

そうですね、先生方もやっぱり忙しいですけども、できればオンラインでの研修だったりサポート、またはできる先生が先生になって教えるとかですね、連携を強化する形で負担を軽減しつつ、ICTの活用を進めていただければと思っております。

そして、学校環境といえば中学校体育館の空調ですね、他の自治体よりも先駆けて設置していただき大変ありがたく思っております。今年の夏も猛暑になると予想されていますが、一方で、中学生に聞くと、冬場の体育館はとても寒く、体育の授業や部活動の際には空調が使用されていないと聞きました。集会の際には使用されているとのことですが、授業中や部活動では空調を使用されていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 今の話は初めて聞きましたので、中学校のほうに確認をして、条件をつけてですね、外気温が何℃以下になったら必ず空調を使うというような形に取り組みたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

以前ですね、課長にお伺いした際には、学校の利用に関しては、文部科学省の学校環境衛生基準や日本スポーツ協会の熱中症予防ガイドを参考にしつつ、校長の判断で使用を決定するよう協議しているとのことでした。しかし、学校環境衛生基準には、体育館の温度に関する具体的な数値基準は示されていないと思います。

一方で、日本スポーツ協会のガイドラインでは、体育館の温度環境が子どものけがのリスクに影響を与える可能性があるとされています。具体的には、低温環境15℃以下、筋肉や関節が十分に温まらず、捻挫や筋肉の損傷のリスクが増加と、高温環境では28℃以上、脱水や熱中症のリスクが上昇、適温18℃から22℃、筋肉が適切に動き、関節の稼動域も確保されるためけがのリスクが最も低いと。もちろん最終的には校長先生の教育的判断になると思います。しかし、子どもたちのけがのリスクを抑え、安全で最適な学習環境を提供するためにも、適切な温度管理をお願い

いしたいと考えています。

そしてこの空調の使用料ですね、オレンジはあとクラブなどの社会教育団体は、空調の使用料を半額負担しているとのことですが、現在、高校受験では特にスポーツコースの人気の非常に高まっています。町の子どもたちも特定のスポーツを続けるために高校を選ぶケースが増えています。また、小学生のスポーツ志向も非常に高まっています。こうした状況を踏まえ、スポーツ環境の充実を子どもたちの可能性を広げるためにも、町に全額負担をお願いできないでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

全額負担というのがやっぱりそれは一番父兄が喜ぶことですが、全般的な財政運営の中で考えていかなければなりません。できることからですね、一つずつ今まで進めてきたように、これからですね、やっぱり質問がありましたようにですね、できることから一つずつ進めていく、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。是非前向きに御検討いただけるとうれしいです。

次に、3番、教育格差の是正ですが、これ少し前にネット上で、義務教育にお金がかかりすぎるといった問題が話題になりました。いわゆる隠れ教育費の負担が大きいことが指摘されています。玉東町では、給食費が無償化され、小中学校の入学お祝い金も増額されるなど、大変ありがたい施策が進んでいます。しかし、それでも学級費、制服や体操服、文房具、習字道具や裁縫道具、修学旅行費など、子どもを学校に通わせるには様々な費用がかかります。こうした費用の負担は家庭の経済状況によって異なり、結果として教育格差を生む要因にもなりかねません。

例えば、学校で必要な道具をそろえられない、修学旅行に参加できない、習い事や学習塾に通えないといったことが起こると、子どもたちの学びの機会に差が生じてしまいます。今、少子化対策で、どこの自治体でも2人目半額とか、3人目無償とか、いろいろな補助があると思います。国からも児童手当が第3子は3万円になりましたが、今のこの物価高で子どもの食費すら十分に賄えません。例えば、児童手当を食費に充てた場合、子ども2人の家庭では1食当たり143円、子ども3人いる家庭は1食当たり238円、現在の物価では十分な食事を用意するのは難しいのではないのでしょうか。

そもそも児童手当の目的は、児童の健やかな成長に資することです。しかし、昔は児童手当なんかなかったから今の子は恵まれとるとおっしゃる方もいますが、十数年前と比べて物価や教育費の負担が増えており、児童手当の役割も変わっています。実際こども家庭庁のデータによると、児童手当を貯蓄にまわしている家庭は約5割ですが、子供の成長とともにその割合は減少しています。つまり、多くの家庭では児童手当が子どもの将来のための貯蓄どころか、今を生きるための費用で消えているのが実態です。これが児童手当の支給が2か月に1回になった理由ではないのでしょうか。

こうした状況も踏まえ、国でも2026年度から給食費無償化が検討されており、まずは小学校か

ら開始し、中学校でもできる限り速やかに始める方針が示されています。しかし、教育格差を是正するには給食費の無償化だけでは不十分です。学級費や学用品、修学旅行費などの支援が充実していないと、家庭の経済状況によって教育の機会に差が生じてしまいます。そこで、玉東町でも隠れ教育費への支援について、さらなる取り組みを検討していただけないでしょうか。完全無償化とまでは言いませんが、学級費や学用品の補助、修学旅行費の負担など、具体的な支援策を検討していただけないでしょうか。お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

現在国会では、高校無償化という案が通ってまいりましたが、玉東町としてはですね、学校給食費の無償化、これを待ち望んだわけですよ。これが通ればですね、そこに今、注ぎ込んでいる金をですね、いろんな面にですね、まわせるわけですよ。これが28年度、来年か、これができますとですね、前田議員が言うように、ほかの面にですね、そこお金をまわしていきたいと、そういう考えであります。今しばらくですね、1年間待っていただければと、それが可能になってくると思います。

高校無償化というのは、私立高校のやっぱり授業料が高いということで、一生懸命東京とか関東あたりは、あそこは公立高校よりも私立高校ですから、公立高校はもうだめになっていきよるもん。おそらくですね、熊本も10年後どうなるかと、やっぱり私立の時代になってくると思います。そういう時代になったときに、公立高校のあり方というとも県の教育委員会はしっかり考えとかんと、なつてからじゃ遅いんじゃないかなと。

学校給食費が無償化になることを私は待ち望んでおったわけですけど、残念ながら今年ではできませんでしたから、そのお金をですね、あてにしていろんな面に使えるなあと、子どもの教育に使いたいと思っただけなんですけど、1年間待たされたということでもあります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

玉東町はですね、給食費無償化など常に国よりも先手を打ってきたとっておりますので、こういう教育格差の是正に向けた政策も是非前向きに御検討いただければとっております。

次に、子どもたちの声ですね、一応具体的な例で子ども議会の件も質問したつもりですが、この回答は全くなかったんですけれども、以前林議員が質問されていらっしゃいます子ども議会ですね、過去の教育長の答弁では、社会科で学習する公民分野の知識が必要になる。そしてスケジュールの都合もあり、活動時間に見合った教育効果は得られないとのことでした。ですが、この子ども議会に対する私の思いは少し違います。私は民主主義や議会制度の学習を目的としているのではなく、ふるさとへの愛着を育むことが目的です。そのための子ども議会だと思っております。

皆さん想像してみてください。子どもたちが疑問に思ったことなどを、自分たちで考えてこの場で提案して、それが実際に政策となって反映される。たまに議員さん方もおっしゃるでしょう、この道は俺が造ったとか、この施策は俺が考えたとか、それを子どもたちが言うんです。こんなにわくわくすることがありますか。大事なのは子どもたちが良いアイデアを持っているという

ことではなく、自分たちでもできるんだと思えること、この実感こそが子どもたちの成長につながるはずです。

ここで一つ資料を紹介します。日本財団による18歳意識調査、9か国の調査で2019年のデータなのですが、自分を大人だと思うの問いに、1位は中国89.9%、日本は最下位29.1%、次に、自分は責任がある社会の一員だと思う、これも1位は中国96.5%、日本は44.8%、これも最下位です。次が重要です。自分の行動で国や社会を変えられると思う、1位はインド83.4%、お隣の韓国でも39.6%、一方で日本18.3%、これも最下位です。今、若者の政治離れとか、若者は政治に興味がないとか言われていますが、その原因をつくっているのは私たち大人ではないでしょうか。日本では自分の意見を表明する文化が極端に弱いと思います。他国ではディベート教育が盛んで、子どものうちから意見を述べる習慣があります。しかし、日本では空気を読む文化が強く、積極的に議論する機会が少ないように思います。だからこそ自分の行動で社会を変えられるという意識を子どもたちに持ってもらうことが必要だと思っています。そのために子どもたちが意見を言う場を増やし、その声を政策に反映させる仕組みをつくる、その結果、民主主義や議会制度への理解も自然と深まる、それが私の考える子ども議会です。子どもたちの声を政策に生かす仕組みについて、町長はどのようにお考えですか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

なかなかしっかりした考えを持つとるな。質問をすることを聞いたけどそう思ったわけです。やっぱり子どもがどう思うかというのはものすごく大事です。今、世界と比べて数字でも述べられましたけど、日本は平和惚けしておると。夢を持たない。我々が子どものころは夢を持つとった、大きくなったら社長になるぞとか、いろんなことを思っただけで、今の子どもに聞くと、今が幸せならいいと、なんか夢がないなと思うけど、やっぱりこの子どもたちが大きく成長したときどうなるだろうかと、心配をすることはあります。

しかし、そういう子どもたちでも全く無関心じゃないわけですよ、何かに興味を持たせることが我々の務めだと。そういうことで、やっぱり子ども議会というのは前から言われておりました。しかし、先生たちに負担がかかると。そういうことを抜きにした子ども議会をやればですね、聞くことをいちいちこういうことを聞きたい先生が携わらんで、参加したい者が参加するとか、児童会があるから、そういうことを一切いろいろなことを考えんで、この場に来て質問されたらどうかということで、場当たりのでもいいんじゃないかなと、子どもたちが素直な気持ちで言ってくればいいかもわからん、そういう子ども議会を開いてみてはいいかなあとと思いますから、PTAの人たちでですね、先生には負担がかからんような考え方をとっていただければ、子ども議会に対しては、私は前向きに考えていきたいとそう思っております。子どもたちに夢を持たせるためにもですね、是非やってみたい。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 非常に前向きな御答弁いただきました。ありがとうございます。

やっぱり自分の意見が町を動かす、その経験が子どもたちの成長につながり、やがて町をより

良くする力になります。どうか子どもたちが、自分の町は自分でつくるんだと思える機会を、子ども議会の実現に向け前向きな御検討をお願いいたします。

次に、教職員の働き方ですが、今、国のほうでも給特法を引き上げるなどされておりますが、お金よりもとにかく時間がないと、そこが重要だと思います。先生方の時間的余裕がないこと、これが一番大きな課題だと思います。先生方は授業準備や事務作業、保護者対応などで毎日ギリギリのスケジュールの中、子どもたちと向き合っていると思います。その結果、本来もっと力を入れたい授業の質の向上や新しい教育の取り組みに時間を割くことが難しくなっています。これは先生個人の努力で解決できる問題ではありません。先生の負担を軽減する仕組みを整えることは、町として取り組むべき課題だと思います。

そこで、先生方が授業以外の業務に追われるのではなく、教えることに集中できる環境をつくるために、先生をサポートする支援員の方を増やすことはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 質問にお答えします。

現在支援の先生が木葉小学校で3名、山北小学校で2名、玉東中学校で2名です。しかもその方々はすべて現役以上にとっても優秀な先生で、町で雇用していますので、人事異動でよその町に行くということもありません。かなり先生方の負担の軽減にはなっているのではないかなと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） そうですね、できれば、それでも今、先生方の時間が本当に足りてない状態で、そのサポートするスタッフさんも正直まだ欲しいという声も聞いたこともあります。なので、できればですね、そのへんも先生たちが教育にちゃんとできるように、スタッフさんを増やす方向で考えてもいただければなと思っております。

そこで具体的に先生方が何の業務に時間をとられているかを把握されていますか。お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 中学校では、今まで部活動の指導に結構時間をとられておりましたけれども、4月から完全に地域移行になりますので、かなり楽になるんじゃないかなと。しかもですね、玉東中学校の場合は、ほとんど生徒指導上の問題がありませんので、夜間に保護者を学校に来ていただいて打ち合わせをすとか、そういう時間は全く必要がありません。しかも小学生も中学生もとても落ち着いていますので、その分だけ先生方は授業のほうの準備に時間を割けるんじゃないかと思っていて、一番時間を使うのは授業の準備になっていると思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

過去の話をちょっと蒸し返すようで申し訳ないのですが、一昨年の12月議会で登校班のことに少し触れましたよね。登下校の際にトラブルが非常に多くて、先生たちが対応に追われて困っていると、登校班をなくしたらどうかと。

そのときの教育長の答弁では、学校管理下のできごとなので、学校が対応するのは当たり前であると、そのお考えは教育長の見解ですか、それとも教育上の何らかの規則に基づくものですか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 子どもたちの登下校の時間帯というのは学校の管理下になりますので、私個人の考えでなくて、国のほうでそういうふうに定めてあります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

またここで一つ資料を紹介します。文部科学省の調査で、令和6年度、教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査、熊本県、この中の3分類にかかる取り組み状況で、基本的には学校以外が担うべき業務の中に、登下校に関する対応というのが入ってしまっていて、この調査では、登下校時の対応は学校以外の主体が中心に対応しているとの問いに、玉東町は「イエス」と答えています。調査では、登下校時の対応は学校以外の主体が担っていると報告されています。しかし教育長は、登下校時は学校管理下だから学校が対応するのが当たり前とおっしゃっています。ちょっと矛盾しているように感じるのですが、もしかしたら私の解釈が間違っているだけかもしれないので、この矛盾点を御説明いただけますか。お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 矛盾点というか、結局子どもたちの集団登校をなくしてくれという意見もあったんですけども、それをやると不登校の子どもがとも増えるんですね。お互いに待ち合わせして一緒に学校に行くということでもなくなりますので、ですから学校以外で登下校の面倒をみるというのを、「イエス」というふうに答えた記憶は私のほうにはないんですけども。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

こんな感じで資料があるんですよ、どなたかが回答されていると思うんですけど、事務局長、御存じですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） すみません、その細かいところの把握は帰ってから確認をさせていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

先ほど登校班のことですね、登校班をなくしたら不登校が増えると、それは以前もお伺いしましたが、今現状は、要は子どもたちも登校班で行くことに対してストレスが非常に溜まっているという現状もあります。先生が働き方の観点で見たときに、どうしてもそこに時間をとられるという点でお伺いしました。

結論ですね、私は文部科学省に電話して聞きました。すると学校管理下ではないと言われました。正確に言うと、学校管理下ではないが、学校が登下校時の安全に関与し、計画や指導を行う

責任はあるとのことでした。別に教育長の認識が間違っているよと言いたいわけじゃないんですが、実際に先生方がトラブル対応に追われているというのが現状です。登校班のトラブル対応や保護者からの連絡対応、これらの負担が先生方にのしかかり、本来の教育活動に支障をきたしています。自分の考えだけで決めつけるのではなく、まずは意見を聞き入れて共有し、みんなで考えてから回答していただけないでしょうか。そうすることで働き方の改善にもつながるのではないかと思います。もっと先生たちの声を聞いてあげてください。よろしくをお願いします。

ここで次の問いにつながります。地域との連携です。この町でコミュニティスクールを導入しようと考えたことありますか。また、その代わりとなる制度は現在ありますか。お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 質問にお答えします。

コミュニティスクールを導入するとですね、大体あの会議は年に3回ないし5回ぐらい、学校によってちょっと違うんですけど、その資料、会議の準備、すべて学校のほうでしなくてはなりません。あの制度が、コミュニティスクールがなぜできたかという、東京とか大阪あたりの大都市で、学校が地域から孤立してしまっていて、やっぱりそういう制度をとって地域の人たちと連携しないと、学校運営がままならないということで始まった制度です。

したがって、玉東町の場合は、保護者の方々には協力がありますので、うちの町では必要ないということでやっていないんですけれども、その代わりとしまして、学校評議員制度というのがあって、それは年に5回ぐらいやっております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

学校評議員制度ですね、私のイメージでは、その学校評議員制度というのは学校の内部機関であって、学校内部の組織だと思います。一方でこのコミュニティスクールは、学校を含めた地域社会全体にかかわる組織だと思っています。コミュニティスクールは、地域と学校が一緒になって子どもたちの教育を担っていくという考え方で、地域と共にある学校づくりを推進する仕組みです。

先ほどおっしゃったように、今、学校は学校独自ですごく頑張ってきたという印象が強く、地域住民もそれは学校でやることだからと学校に押しつけて、すべて押しつけてしまっているという事例が多いです。本来教育は、先生が担う学校教育だけではなく、地域が担う社会教育と保護者が担う家庭教育の三つが合わさって、社会全体で行うものです。しかしそのバランスが大きく学校に偏ってしまっています。その結果、地域との溝が生まれて、教員がものすごく忙しくなってしまう、結果的に満足できる子どもの育成につながらないという状態になってしまっていると思います。

また、地域によって課題は違います。そこで地域の声を反映し、地域にぴったりの学校になるように共に考えていこうというのがコミュニティスクールです。学校評議員とは違い学校の評価をするだけではありませんし、PTAとも違って学校の保護者である必要もありません。様々な知見や人脈、実績、情熱を持って活動している方なら参画できるのがコミュニティスクールの特

長です。

一方で、先ほどの働き方の観点からみると、確かに負担は増えます。コミュニティスクールをやるに当たって、学校の先生の正直な気持ちとしては、余計な仕事が増えるのでやりたくないと思っている方が非常に多いらしいです。また多くの学校では、意味がないかもしれないけど、取りあえず話し合っただけ何も変えないというケースが多くなっています。その理由は、先ほど来、お伝えしているとおり、先生たちは日々の仕事でいっぱいだからです。そうした中で、打ち合わせしますよとか、考えましようとする、学校の先生が余計な仕事が増えると感じるのも仕方ないと思います。

逆にコミュニティスクールがうまくいっている学校は、先生たちが、確かに負担は増えるかもしれないけれど、これは確実に意味のあるものだというような、ある種の納得感を持ってかかわっていることが多いようです。

ある地域では、先生たちの辛さを聞く会というのを開いたという事例があります。先生たちは日常業務で非常につかれています。この悩みをコミュニティスクールにかかわる人たちがしっかり聞いていく。そして、その先生たちの辛さを聞くことによって、みんながこれは何とか助けたいとか、自分たちも立ち上がらないと、というような同情と共感の声が非常に多くあがるようです。学校や地域にもいろいろな課題があるのですが、子どもたちの教育は未来を創ることであり、お互いさまの精神で協力し合うことが非常に大切なことだと思っております。

町長、このコミュニティスクールにちょっと興味が湧いてこないですか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

コミュニティスクールで初めて聞いた言葉で、私もね、今からそれはどういうものか勉強していきます。ここで答弁することは差し控えます。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

今の答弁はですね、初めて聞いたとのことで、ちょっと興味が湧いてこられたかなというふう勝手に解釈いたします。

すみません、そろそろまとめに入ります。今回の質問のタイトルを「未来につながる教育」としました。それは玉東町教育大綱の基本理念である「未来を拓き、次代を担う人材の育成」に基づき、子どもたちが成長し、地域を支える存在になってほしいという思いを込めたものです。

私たち大人が今、子どもたちのために精一杯頑張る。その背中をみて子どもたちも努力する。こうした経験を通じて、子どもたちはこの町に愛着を持ち、ここが自分の居場所だと感じるようになる。そして成長した彼らがふるさとに恩返しをしてくれる、そうしたつながりこそが未来につながる教育だと思います。

この実現には、学校だけでなく地域全体で子どもたちを支える環境づくりが大切です。子供たちの成長を地域みんなで見守り、かかわり合うことでより良い教育の形が生まれていくと思います。未来の玉東町を支える人材を育てるために、皆さんと共に未来につながる教育を進めていた

だきたいと思います。すみません、時間いっぱいとなりましたが、どうしてもまとめてお伝えしたかったのでこのような内容になりました。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後は1時より再開します。

---

休憩 午後0時13分

再開 午後1時00分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。その前に先ほどの前田大樹議員の質問に対しての教育委員会事務局長の松永敏君、結果がでたそうですので答弁してください。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） すみません、それでは、先ほど前田議員より質問いただきました点についてお答えいたします。

こちら質問ありました、令和6年度教育委員会における学校働き方改革のための取り組み状況調査の項目の一つに、基本的に学校が担うべき業務、登下校時の対応は学校以外の主体、地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールリーダー、地域人材等が中心に対応している。一応これ「はい」というところで答えている理由につきまして、ちょっと担当と確認しましたところ、見守り活動につきましては、PTAであったり、地域の方が協力いただいているという認識のもと、こちらについては行っているということで回答したということになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） それでは、6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは、6番、坂本です。よろしく申し上げます。

まず冒頭にですね、岩手県の大船渡でですね、大規模な火災がっております。被災された方にですね、お見舞い申し上げます。

それではですね、一般質問に入ります。

土生野交差点工事の進捗と今後の工事計画について。土生野交差点からJR木葉駅を結ぶ部田見木葉線の工事に伴い、全面通行止めの計画もあるようだが、今後の計画等を伺う。

町長選挙での公約について。先の町長選挙において、町内に配布された選挙公報で、さらなる成長を約束する重点施策の具体的な計画について伺います。

今日ですね、何人もこの問題についてはされましたので、私はこの中でですね、さらなる成長を約束する重点施策の中で、高規格道路の整備や県道改良により、住みやすさの向上と町内農業の未来を見据えた新たな支援事業の構築、この2点についてお聞きします。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えしますが、まず担当課長より答えさせます。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） こんにちは。6番、坂本議員の土生野交差点工事の進捗と今後の工事についての御質問にお答えいたします。

国道208号の歩道整備事業を、役場前から猪ノ鼻橋までの区間、約320メートルを、国により平成29年度から設計に着手されておりました。しかし、歩道整備事業区域内の安成病院前の土生野交差点が、県道と町道の食い違い交差であるなど、県道、町道ともに国道への出入りが困難な状況にあります。そのため安全な交差点整備に向け、国、県、町で協力し、令和2年度から国道歩道整備に併せた交差点改良事業を進めております。

現在では、設計、用地買収、そして猪ノ鼻橋から正念寺付近まで約200メートルの歩道工事まで完了している状況になります。今後の事業計画といたしましては、国道南側の歩道工事を県道拡幅工事の1工区、次に、県道北側、正念寺側歩道工事と町道拡幅工事の2工区を予定しております。現在の工事は1工区で、国道、歩道と県道部分も含めて、国が一括して工事を行う受託事業により施工され、昨年12月に株式会社杉本建設と契約、工事期間は令和7年9月19日までとなっております。

工事の範囲は、国道208号は役場入り口付近から正念寺前まで、約120メートルについて国道南側の歩道整備、併せて県道部分は国道入り口から約80メートルの道路拡幅と歩道整備工事になります。先月から工事に着手されており、まず安成病院前の横断歩道を役場側に移設する工事が今、行われております。その後国道部分の工事に着手され、今年の6月まで国道部分の歩道整備、7月から9月までの期間で県道部分の工事に着手されます。その県道工事期間の全面通行止めの期間は、7月から8月までの間で約3週間とされており、歩行者の通行はできるよう工事を計画されております。今後通行止めのお知らせなど、区長をはじめ地元住民の皆様へ定期的に報告を行い、周知を図ってまいります。

また、9月の県道部完成後に国道北側、正念寺側の歩道整備と町道入り口部の工事に着手を予定し、土生野交差点につきましては、来年3月までの完成を目標として取り組んでおります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えしますが、すべて冒頭のあいさつの中に含んでおります。重複しますが再度答えていきます。

2点ほど絞って質問されておりますからその点について、高規格道路の整備、これについては今、建設課長が言いましたように、その点を重点にとりながら、町としてのですね、玉名側と、今、東部環境センターから玉名側までは開通しましたから、その延長として萱原を通った熊本市の田原坂上熊本線、これにつなげるようにもう熊本市と話し合いを進めているところであります。

これから最後の6点目の農業の未来を見据えた新たな支援事業についても冒頭でお話しましたが、今は担い手が減っております。昨年の地区懇談会の中で、10年後はこの山北地区は、半分

は山林になるということをお話していったわけですね。そのためにはどうするかということで話をしましたけど、本年度予算の中でですね、調査費を組んでおります。それは愛媛、和歌山、静岡、この3県のみかんの産地、ここの後継者問題はどのようにしているのか調査に行かせる。そして、町の樹園地の今後10年後の姿を考えながら進めていくと、その調査費を組んでいるところでありませう。

農業のデジタル化というのもお話ししましたがね、デジタル化はしながら、農家の負担にならないようにいろいろですね、考えていくと、それも予算化をしておりますので、その予算を皆さんが認めてくださればですね、前にすべて進むということになります。

以上お答えします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） まず土生野交差点の工事なんですけど、本年度中にはですね、全部の工事が終了するという事なんですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 質問にお答えします。

交差点部分と県道の本葉駅に向かっている部分は完了します。町道の入ってからですね、安成病院から先の部分は来年度、再来年度になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ちょっと聞こえなかったんですけど、国道部分については今年完成ですか。

（完成になります。）

今年ですね。

（はい。）

玉東センターの前あたりも通行止めにされるという話がちょっと聞こえてきたんですけど、大体何週間ぐらいを予定されとつとですかね、期間的には。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 質問にお答えします。

一応今の計画ですと約3週間を予定しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） やはりあそこもですね、産交バスあたりが迂回してしよりますので、そういったところはどのようなふうにするのかちょっと聞きたい。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 質問にお答えします。

先ほどお答えしましたけれども、ここの県道部分につきましても国が受託事業で事業を行っておりますので、産交バス事業者と国のほうで今、協議を行っております。時期が7月から8月の間ということで、今、協議を始められたところになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） じゃあ国の事業ということですので、国の事業といえどもですね、非常にそこは大切な道路ですので、やはり住民の人たちの要望もですね、是非聞きながら、まず24時間通行止めになるのか、それとも工事をされるときだけが通行止めなのか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 質問にお答えします。

今の計画ですと、工事を行っている昼間のみの通行止めということになっています。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） その時間帯だったらですね、ある程度朝と夕方のはきは、保育園の送迎とかいろんなことがありますので、そのへんの説明をですね、是非周知徹底をお願いしたいと思えます。

そして、やはりですね、歩道がだんだんできて非常に景観も良くなって、今後の住宅政策もですね、非常にやっぱり道路景観が良くなるとますますですね、玉東に住みたくなるようなですね、環境になっていくと思いますので、是非ともですね、ずっと国道辺りもですね、きれいな景観になるようによろしくお願いします。

それでは1点目を終わります。

その次にですね、道路のやつなんですけど、私はですね、高規格道路とはどういうものなのか、ちょっとよかったら建設課長に聞きたいと思えます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えしますが、高規格道路に該当するのは、有明沿岸道路、この延長が玉東に入ってくる、連絡道路として入ってくる、これが高規格道路、それから玉名のバイパス、208のバイパス、あれを玉東に通していった場合には高規格道路として造っていくと。高規格道路は歩道がないと、道路は車専用の道路と、脇道からは入られるように所々にはインターを設けると、インターというか取付道路を設けると、そういう道路、しかしいつになるか分かんない。まだ有明がどこまで進んでいくか分かんない状況であります。で、208も熊本市側との協議を急いでいるわけですね。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 朝からずっと町長の提案理由の説明とか聞きよってですね、やはりオレンジタウンの下を通ってくる道路と、この高規格道路が一緒なのかというようなですね、思ったんですよ、田原線につなぐ。今、初めてですね、そういう沿岸道路みたいなやつをですね、想定してなさるということを初めて知りました。

やはりですね、町民の方もそういうやつができるんだったら、非常に利便性があるというように思われると思いますので、是非ここはですね、もう少し高規格道路はこういうものだと、そしてこういうような計画を持ってですね、進めるというようなですね、ビジョンをよかったら示し

てもらいたいというふうに思いますが、そのへんはいかがですか。高規格道路と鈴麦線に向かうやつは全然別の問題で、活字に載っつとつとですね、高規格道路と一緒に思うので、よかったですね、そのへんのビジョンを含めてですね、具体的には是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えしますけど、町で計画できる道路ではありませんので、これは国、県に要望していかなければなりません。どこを通過してどこをどういうふうに行くかということも全く分からないと。国・県にですね、道路の要望をしながら、計画は国・県がつくっていくものと解釈しております。その前にですね、町でできることは何かということで、熊本市との協議に入ったわけです。

これはですね、私がこの4年間の中でですね、目途をつけていきたいと。この前、市長にも会ってですね、西南の役150年のこともありましたから、この道路と150年のことをお願いに行ってきたわけです。この最終日にですね、北区から区長と担当課なんか知りませんが、議会前にですね、ちょっと話を聞きにくると。市長はですね、20日ぐらいだったかな21日だったか、玉東の官軍墓地とか半高山吉次公園、これを視察に来ると。その中でですね、計画しとる萱原道路の取り付けもですね、説明をしていきたいと、そういうふう考えております。高規格道路についてはですね、国・県が主体でありますので、なかなか町でですね、どこを通過してどういう道路をお願いしたいというのはですね、なかなか難しい、まだ先が見えない状況であります。しかし、国・県にですね、お願いをしていくと、今はまだその段階であります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 町長がですね、いつも言われる夢ですたいね夢、やはり道路あたりを沿岸道路、私も荒尾からずっと乗りますが、非常にですね、人とぶつからんだつたりですね、歩道がなかったり、非常に立体交差でいいですね。やはりああいうやつをですね、期成会みたいなをつくって今やられとると思いますが、やはりそういう夢をですね、やっぱり玉東を通過して真っ直ぐいったら植木、阿蘇、一直線ですね、やっぱりそういうこともですね、是非、4、5年先にはできんかもしれんけどですね、そういう夢を持って、よかったですね、期成会みたいなをつくって、そして役場の下あたりにはですね、そういう高規格道路の早急な設計をしるとか、いろんなやつをですね、是非国あたりにアピールするようなやつはできんかどうかというふうに思いますが。

そしてまた町長が言われた鈴麦線にうち当たる、あれをですね、両方に進めながらですね、より良い町ばつくっていくためにはですね、是非そういう夢もですね、必要というふうに思いますが、町長そのへんはですね、町長も7期目で、県の町村会の副もされておりますので、そのへんのですね、国会議員あたりに対する話もできると思いますが、そのへんいかがですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員が言われることはですね、今現在進行中であります。看板が横断幕が役場の前にも出ております。有沿の早期着工と、それが協議会で進めてるわけで

あります。そういう協議会の中です、進めていってるわけですので、静かに待っていただくほかはないです。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 町長もですね、吉住議員の中で、地区の座談会、こういうのもされるというふうに言われましたので、よかったですね、こういう高規格道路ともですね、玉東に引っ張ってくるような夢を持つとすると、そういうようなこともですね、是非地域振興のためにもですね、是非これから先はですね、住民を、やっぱり住民がですね、燃えて作ろうじゃなつかというような雰囲気もですね、つくるのも大切な仕事だと思いますので、是非そのへんはよろしく願いします。

ではこの問題はこれで終わります。よろしく願いします。

それとですね、町内農業ですね、先ほど町長が言われましたように、10年後はですね、山北地区は半分は山林になつとるだろうと思います。その関係で、愛媛、和歌山、静岡あたりにですね、研修あたりも行きたいというふうに言われました。やはり先進地あたりも見ながらですね、これから先のみかんとかをどういうふうにされるかをですね、勉強されると思いますが、これは農家の方もですね、一緒に行かれる計画なのか、ちょっとそのへんを伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えしますけど、まずは役場の職員で調査にまいます。それから必要であればですね、農業後継者も連れていきたいと。まずは事前にですね、調査をしていかんと、農業後継者をいきなり連れていったって、何がなんだか分からんだろうと。前捌きをやりながらですね、そこは考えていくと。主体的にやるのは農業後継者ですから、そこのところはですね、十分考えてやります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 連れて最初は行かれんというふうに今、言われましたが、やはり農家の視点でこういうようなところを見ていていただきたいと、見ていただきたい、そういうようなことはですね、農家とですね、農家からキャッチボールをしながらできると思いますので、是非振興課の課長、そのへんは是非よろしく願いします。いかがですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

若手農家とも話をしながら、この点についてはですね、しっかり話をして、今後10年後を見据えた農業の形態についてですね、しっかり進めていきたいと思っていますので、よろしく願いします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） よろしく願いいたします。

提案理由の中にもですね、町長も鳥獣対策ですね、これで新しいICTを使った支援事業ですね、ちょっとこのへんの中身について分かれば振興課長も分かれると思いますので、説明をよろしく願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） ICTを活用した鳥獣害対策については、まず農家自身ですね、農地を守っていただきたいという、今、猟友会の方が平均年齢が74歳以上になっていまして、今、猟友会5名の方でイノシシの捕獲等をやってもらっています。今後猟友会の方が年々捕れなくなってしまうので、農家自身でイノシシの捕獲に当たっていただきたいというふうに考えている中でですね、農家がやる上で、罠を設置したとしても見回り等が大変になってきますので、そこを軽減するためにですね、ICTを活用、カメラとかを設置して、罠にイノシシが捕まったとなったらですね、携帯のほうにお知らせがくるようなシステムを構築したいというふうに考えています。

情報通信網の整備についてはですね、役場で行っていき、カメラと罠をですね、農家の人に貸し出しを行って、設置をしてもらって捕獲してもらおうというふうなことを考えている状況であります。この通信網の整備についてはですね、計画を今年と来年行いまして、2年後に通信網の整備をできたらというふうに考えている状況であります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） やはり今ですね、猟友会の人ですね、私の家の近所にも罠がありますので、毎日見に来られております。あの人たちには本当に感心します。そして感謝ですね、毎日毎日必ず来られます。やはり猟友会の方もだんだん言われましたように年寄り、74歳ですか平均が、だんだんとですね、やはり人間も年取って行動力もなくなりますので、是非ですね、この計画は進めてもらいたいと思いますが、これをするに当たっては、農家が設置したら農家も箱罠の免許を取らなくちゃいけないということですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 捕獲についてはですね、免許が必要になってきますので、計画の2年間の間にですね、是非農家の方に免許を取っていただきたいというふうに考えています。免許の取得に関してはですね、町の補助を用意していますので、補助金を使ってですね、免許の取得をしていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 免許についてはですね、補助金と言われましたが、罠についてはですね、どういうふうに、こういう制度ができてきたら非常に、じゃあ私のところも是非何かお願いしますというような要望がくると思うんですよ。そういうときには罠はどういうふうに、個人のその人の負担で設置するわけですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 罠についてはですね、一応町の方で貸し出し、あとカメラについてもですね、貸し出しを、数がそろえばですね、貸し出しをしていきたいというふうに思っています。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 昨年ですね、原倉あたりの上のほうに行くそうですね、みかんはなっと

らんだっし、イノシシから食べられてですね、誰でんみかん高っかけんよかなあと言われるけれども、量がなかった。イノシシがこれ以上来たらですね、本当に生産意欲もそがれるし、被害がちょっと生半可じゃないだろうというようなことを言われましたのでですね、是非ですね、こういうこともですね、2年後と言わずに早め早めにですね、罠なんかも早め早めにですね、設置されてよろしくをお願いします。

それと、ここに農山漁村振興交付金とありますが、こういうのはですね、大体年間幾らぐらい補助金として下りてくるんですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） この農山漁村振興交付金につきましてはですね、今回このICT活用した情報通信の計画についてですね、100%補助で国から補助金をもらって計画を立てていくものであります。

（金額的には。）

一応2,000万を用意しているところであります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 2,000万ということで非常に大きな金額ですので、是非ですね、こういうのも単年度じゃなくてですね、ずっと継続的にですね、是非活用をお願いしたいと思います。

こういうような交付金はですね、農業をされとる方とですね、今、住民が困っておられるのは、家の前で野菜をですね、作とって、しかしイノシシからやられてどがんもならんというようなことを非常にお聞きします。年寄りの人がですね、健康目的に野菜を作られると、家の前に、でもそこを荒らされてしまつて、こういう非農家の人、非農家ていうか土地は貸しておられると思うんですが、その人たちにそういう鳥獣被害のメッシュか、ああいうものの補助金なんかはないわけですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今は1反以上の農地に対してのみの補助金しか出していないところであります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今後は町長にちょっと聞きたいんですが、やはり農家以外の方でもですね、野菜を自分のところでしょつと、これが私の健康づくりで生きがいくつくりというふうに言われる方は非常に多いんですよ。是非ともですね、そういう電柵だったらちょっと危険で危ないかもしれんけど、メッシュの囲いだったらですね、1回すれば相当な期間もちますので、是非ですね、そこらあたりも農家以外の方にもですね、面積はそれこそ八畳一間ぐらいで野菜を作っておられる方もおられますので、そこらあたりもですね、そういう補助金をですね、補助を是非やってもらいたいというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員が言うように、そこまでやったらいいかもしれませんが、まず専業農家、そういう人たちのために金を使って行きたいと。そこまでやればですね、

家庭農園どれだけあるかわからんと。俺も俺もていうてからやられたら、それは限られた財源の中では難しくなる。專業農家、それから1反以上作っている方、やっぱりそういう規約を設けな仕方ないんですね。小さなことまでやりよったんじゃ財政的にもたんと、そら言われるようにしたほうがみんな喜ぶかもしれませんが、できることできないことがあります。できることをしっかりやっていかないと、以上。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 專業農家がですね、基本というとは分かりますが、やはり高齢者もですね、健康づくりですよ、生きがいつくり、こういうような視点もですね、私は福祉政策、農業と福祉一体となってますね、進めるべきだというふうに思いますので、もしもですね、こういうメッシュあたりが事業で余ったらですね、やはりそういう人たちにですね、対象を広げながらするのもですね、これは非常に良い政策だというふうに思いますので、是非ですね、そういうことも頭の中にちょっと入れとってください。よろしくをお願いします。

農業関係でですね、非常に後継者がいないということですが、やはりやり方次第ではですね、非常に儲けとる地域もありますので、是非先ほどの3県あたりに研修に行って、儲かる農業、そして60歳定年したあとでもですね、できるようなそういう農業関係もですね、是非いろんな情報を集めてですね、これ以上農地が荒れないような施策をよろしくをお願いします。

これで終わります。よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の一般質問を終わります。

続きまして、2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 皆様お疲れさまです。功刀です。

まずは先にですね、町長、7期目の御当選おめでとうございます。またいろいろと皆様からの質問等、町長の答弁聞かせていただき、本当にあと4年間、しっかりとですね、町長が掲げた公約、本当実現に向けて頑張っていたきたいと思います。

では通告に従いまして私の質問をさせていただきます。

玉東中学校部活動の地域展開、移行について。2023年12月議会定例会で、玉東中学校部活動の地域移行について質問させていただきました。その後の進捗状況をお伺いします。

よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 功刀議員の御質問につきましては、松永事務局長の方で答えますので、よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

教育委員会では、令和6年度におきましても部活動地域移行運営委員会や検討部会、玉東中教員への指導希望調査、保護者説明会等を開き、検討を重ねた結果、令和7年4月から平日、休日ともにすべての中学校部活動、スポーツ系7クラブ、文科系1クラブを地域に移行することといたしました。

地域移行の概要について説明いたします。

まず、活動の概要としまして、中学校部活動は廃止され、学校管理下ではなく地域のスポーツ活動となります。町スポーツ協会を構成する各競技団体が、指導や安全管理を行い、学校や地域指導者との連絡調整、施設予約、会費徴収、指導者講習会の開催等の運営を町教育委員会が担当します。

指導者につきましてですが、各競技種目の協会が推薦する指導者及び教育委員会が認めた者が指導を行います。学校の教職員が指導する競技種目もありますが、新たに町から依頼を受け、地域指導者として活動します。

次に活動時間ですが、活動時間はこれまでの学校部活動と同じく、平日週4日2時間、休日週1日3時間程度です。活動時間帯、場所は基本的に現在と変わりませんが、一部変更の予定もございます。

保護者負担につきましてですが、運営にかかる費用については町が負担し、指導者謝金及び保険料は、クラブ参加料として基本的に受益者負担といたしますが、クラブ参加料については町から助成を行い、生徒1人につき月3,000円として登録された口座からの引き落としとなります。なお、一部の競技種目では、保護者会費として消耗品や用具代等の費用が別途かかる場合があります。

最後に、今後のスケジュールについてですが、現在中学校在校生に参加の申し込み、4月には新入生のクラブ見学会後に参加申し込みを行う予定となっております。また、地域スポーツクラブ移行後の運営につきましても協議を行う委員会を立ち上げ、今後も子どもたちが将来にわたり、スポーツや文化活動に親しむ環境の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

私は2023年の12月議会定例会において、玉東中学校部活動の地域移行については質問させていただいております。文化庁、スポーツ庁、国がですね、学校部活動及び新たな地域移行にと総合的なガイドラインを示されました。令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と示されました。なかなか全国でも、熊本県内でも完全に移行はまだまだ難しい状況にあるみたいですね。

私が一応最新の調べた情報によりますと、令和8年度から令和10年度までを改革実行期間（前期）で休日移行、令和11年度から令和13年度までを改革実行期間（後期）で、平日移行という方向で動いているとのことですね。地域移行という名前でしたが、この名前も地域展開が変わるといふことで、春にはまた国の方からお知らせがあるんじゃないかなと思っております。

前回地域移行については質問させていただき、玉東中学校の地域移行については方向性をお聞きしておりました。令和7年4月から完全に玉東中学校部活動は地域移行に変わることを示されました。おそらく今までも何回も何回も部活動地域移行運営委員会や検討部会のほうで検討していただき、平日、休日ともすべての部活動と地域移行を早期に実現できたのかなと思っております。今まで運営委員会さんや検討部会さんにおきましては、本当に敬意を表したいと思っております。

4月から完全に地域クラブ活動になりますので、完全に学校の管理下ではなく、まず運営は事務局として町の教育委員会であることは間違いないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

運営につきましては、教育委員会事務局が担うこととなります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） もともとは学校の先生たちの働き方改革として、文化庁やスポーツ庁が進める地域移行ですので、玉東中学校の先生方も負担軽減につながるだろうと思っております。

現時点でサッカー部、軟式野球部、剣道部、陸上部、女子バレーボール、バドミントン部、柔道部、吹奏楽部の八つの部活が地域クラブに変わるわけですが、これから地域の指導者の方々にお世話になるわけですので、剣道部、柔道部は昔から地域の先生方がずっと指導をされておられますので分かるんですけど、このほかにですね、クラブ活動におかれまして、玉東町在住の指導者なのか、もしくはほかの地域から指導に当たられに来られるのか、玉東中学校の先生もやっぱり加わって協力してくださるということですので、簡単でいいので構成をどこというところを教えてくださいと、簡単で大丈夫です。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

地域クラブの指導者の状況についてお答えいたします。

教員のみで指導を行う種目が2クラブ、陸上部とバドミントン部、教員と地域指導者が一緒に取り組まれるのが野球部、バレーボール部、地域指導者のみになるのが4クラブのサッカー部、剣道部、柔道部、吹奏楽部となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） これから地域の方の協力を得て、学校の先生方の協力を得て、愛のある地域移行と思います。心配のところもあるのです。部活動は学校が教育活動の一環として行う課外活動で、スポーツや文化、科学、芸術などに興味や関心を持った生徒が自主的に集まる活動でした。これからは地域の方々に指導をしていただきますが、移行のメリットとしましては、先生方の働き方改革はもちろんなんですが、専門的な指導が受けられることだと思います。

私ももちろん、学力向上はもちろんですが、玉東町はどのクラブも強いですねと思われたいのは事実でございます。ですが、昔とは違い行き過ぎた指導、いわゆる指導の過熱化もしくは暴力、子どもたちが嫌になり、せっかくクラブに入ったのに続かず辞めてしまうケースが増えるんじゃないかと心配するのですが、教育委員会はどのようなことに対して、指導だったりとか、何か月に1回は事務局を交え指導会議をしていただくという計画は、また再度お聞きしますけどありますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

指導者の育成、研修等についてになるかと思うんですけども、県が主催します指導者研修会等へ参加してもらうことにより、地域クラブの適切な運営のあり方について理解を深めていただき、また指導者として必要な知識や経験をいただくことを計画しております。

研修内容としましては、コンプライアンス研修であったり事故防止等の安全管理、またそういう子どものやる気を引き出すような指導の方法等についてが計画されております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

一つですね、例えば、前に中学校のほうで男子のほうがですね、社会体育としてバレーボール部ができたことをちょっと覚えているんですが、このバレーボールクラブチームがですね、なかなか多分長くは続かなかつたんじゃないかなと私、思っております、部員の数が少なかったのかもしれませんが、もしかしたら監督とのやっぱり折り合いが合わずに、みんな辞めていってしまったのかというケースがですね、やっぱりあるものですから、そのところはしっかりと指導のほうを本当によろしく願いいたします。

どの地域クラブも活動時間は、原則で今までの部活活動と変わらずですね、平日週4日2時間程度、休日は週に1日3時間程度ということで間違いはないと思うんですが、今までですね、部活のときはテスト期間中は、前日から何日前からちょっとテスト期間中まではお休みというところで、学校のほうはやられていて、ここをいろいろ調べれば、指導者に一任をしますということです。でも教育委員会としましては、やっぱり今までどおりの体制で一応促すということと言われておりましたけれども、絶対に休まなくてもその監督に一任というのは、ここは間違いないんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

申されましたように、テスト期間の活動につきましては、指導者に一任しますというふうにしておりますけれども、町教育委員会としましては、これまでの学校部活動と同じく、休養日を設けていただくことを推奨するという形になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。これまで各部活動の保護者の方々にですね、この地域移行については説明されてきているかと思いますが、子どもたちの不安だったりとか、保護者の受け止めというのはどうだったのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

委員会ではですね、保護者説明会のほうを開催させていただいております。令和6年12月にそれぞれの小学校と中学校保護者説明会、授業参観を活用しまして、それと令和7年2月に新中一

保護者説明会、体験入学を活用して実施しております。その際、質問を受け付ける時間等を設けましたが、質問等はなかったというふう聞いております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 地域移行にしたときのデメリットで一番大きいのがですね、やっぱり費用の負担が増えるということになるわけでありまして。地域移行に対してですね、もちろん町からの補助金もいただき、本当に町長には感謝しております。県からの補助金、町からの補助金もそれぞれこれから運営していく金額ですね、合計の金額というのは、どのくらいになっておりますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の質問にお答えいたします。

令和7年度の予算としまして、部活動の地域連携事業の収支につきまして御説明させていただきます。

事務局運営費、施設改修、備品購入並びに指導者への謝金相当金額を合計しますと、1,174万2,000円の事業費となっております。歳入につきましては、県の補助金が256万円、ふるさと納税寄附金基金繰入金343万円、保護者からいただくクラブ年会費が231万円、残りが一般財源の持ち出しとなりまして、344万2,000円を予定しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 費用のほうですね、本当町長出していただきありがとうございます。

この運営費ですね、かかわることですので、例えばですよ、例えば、ちょっとちらっと耳にしたりするものですので、クラブに移行した際にですね、なんか事務局側のほうからユニフォームの支給があるんだとか、なんかそういうね、ことも聞こえてくることあるんですよ。そういうことというのはですよ、事務局側からクラブ活動に対してですよ、何か物を買ってあげますよとか、そういうことはあり得るんですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

地域移行後の各部活動の消耗品や備品等の購入についてのお尋ねだと思いますけれども、基本消耗品につきましては、各部活動ごとの保護者会費等で購入していただくこととなります。また備品の購入につきましては、予算の都合もよりますが町負担といたしております。これまでも学校部活動におきましても備品につきましては、町予算として計上しておりました。ただユニフォームにつきましては、これまでも各部活動ごとに準備した経緯がありますので、地域移行後も消耗品と同じ扱い、保護者負担ということで考えおります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。いろいろと誤解があったりするとやっぱりいけないので、

すみません。部活動にですね、今までもそうなんですけれども部費があったかと思います。運営していくためにはですね、各部活動で部費というのがあると思います。これからは別に会費という形、登録という形でですね、納めていかなんのが別に発生するわけでございます。

今現在、町からのですね、補助金がもしなければ、5,000円の月に4回2万円の支給をね、保護者が負担をしなきゃいけませんけれども、今現状町からの補助をいただいているおかげで、会費はですね、3,000円の月に4回、1万2,000円で収まっていくわけでございますが、この会費のことについては、保護者の理解とかはされていると思いますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

会費につきましてはですね、先ほど申しました説明会等ではですね、必ず説明をしまいたしたので、説明につきましてはさせていただいているという認識しております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 私のほうのですね、耳に入ってくるので、会費をですね、別にかかるならやめようかなとか、クラブ活動には入れないとの声もですね、多少聞こえてくるわけでございます。これからはですね、地域の方々のお世話になりますので、もちろん指導者の方々には、謝金はですね、しっかりと払っていかないといけないと思います。一応指導者に対してのお支払いする分というのは、幾らぐらいと考えておられますでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

指導者への謝金の金額につきましては、予算上380万円を予定しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） そこでですね、もしもですね、今現時点で会費をですね、今、3,000円、年に4回なんですけど、もしもこれをですね、ちょっと2,000円に例えた場合ですね、今どのくらいの負担が出てきますか。

（1,000円下げた場合。）

下げた場合の。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

その件につきましては、2月に開催されました全員協議会でも1,000円下げてはというような御意見をいただいたところでございます。その御意見をいただき、持ち帰り検討をさせていただきました結果、保護者の負担月額3,000円を2,000円に引き下げた場合、町の負担額は約77万円増加の見込みでございます。の予定です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 77万円の負担が町のほうは増えるということでもありますけれども、町長、もう聞きたくないかもしれませんが、今の話ですね、やっぱり兄弟もおったりとか、やっぱり

年子で中学校に入ったりとか、やっぱりそういうところでの負担のほうがちよっと増えるところで、何とか町長、77万円をどうにかちよっと予算を組んでいただけないかという、これはお願いなところで、無理は承知かと思しますので、厳しいお言葉でいいのでお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

教員が働き方改革で自分たちの城を捨てたわけですよ、悪く言えば。やっぱりコミュニケーションをとりたくないというのも一つあるんじゃないかなあと、負担になるよりも。昔の先生たちは、やっぱり喜んでクラブは指導されとったんですよ。それがやっぱり今は変わってきたなあと。私も子どもは柔道部に3人やりましたけど、月3,000円、指導者にはその中から盆と暮れにやとった、幾ばくか、そんな大した金じゃなかったと。今でもそういうやり方でやればやれんことはないと思う。何で指導者に決まった月額幾らでやらなんどかて。指導者は自分の趣味でやとる人もおるわけよね。嫌々ながらやとる人はおらんと思う。やっぱりそこをね、ボランティア精神を持ってもらい、子どもを育てるため。で、3,000円を2,000円にするのをね、1番の前田議員がいろいろ質問してしたけどね、それとは別に。学校給食費無償化なった場合はね、これは考えていかなんと、その場合、今度はスポーツクラブだけじゃなくて塾に行とる、この子どもたちにもやっぱり不公平じゃないかと、スポーツを選択する、勉強のほうを選択する、これは同じことよね、塾で●●●スポーツクラブも塾、勉強のほうも塾、やっぱり同じような考え方で補助をしてやらんと、塾も何人だ、塾はもっと高いわけ。3,000円ぐらいのことじゃないもん。そういうことも考えていく中では、やっぱり給食費の無償化というのを今、私は考えているわけですね。あれになったらですね、その分を今、負担してやとるんだから、その分を要らんようになったらそっちにまわして行って、しばらく今のところは事務局長が言うたように、3,000円の負担はやむなしということをお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

本当に厳しいのは分かっております。いろいろと前田議員の答弁の中でも、いろいろな先輩議員の答弁の中でもですね、ああこれは私も言っても無理なのは承知で、分かってはおったところなんです、やっぱり町民の皆様を代表して、我々はそこで町民の声をここで伝えなきゃいけない、それが責任ですので、ここは是非ともですね、今回は1年目からはちよっと無理だ、でも2年目、3年目とですね、しっかりとこっちのほうでですね、していただけるということで町長、今、言っていただきましたので、一応その旨を町民の皆様にはまた伝えていきたいなと思っております。

地域移行に変わりますが、現在ですね、3月からこれオンラインの申し込みて、やっぱり今現在在校生の方々にはなっておりますけれども、どうですか、もうオンラインでの登録は来ておりますか。まだ5日ですのであれですけど。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

何件かは実際登録が申し込みがあつているというふう聞いております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） これからです、入ってこられる新1年生にもですね、しっかりとクラブに入っただけのようにですね、周知をお願いしたいと思います。

社会体育として活動していく中においてですね、今までサッカー部なんかはですね、すごく人気があるのかなと思っておりましたが、なぜか部員が足りなかつたりして、玉陵中学校のサッカー部と一緒にタグを組んでやられておられたわけで、玉東町がこうやって地域移行に変わるにつれて、これからは町外からの参加も可能になりますが、今までやってきた玉陵中学校のサッカー部の生徒はどうでしょうか、こっちのほうに入ってくれそうですか。そここのところは分かりませんか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

議員が申されましたように、サッカー部につきましては、玉陵中の生徒さんと合同チームで出場していたという経緯がありましたので、7年の4月から地域移行に際しまして、玉東中以外の生徒さんも参加可能ということの説明はですね、指導者を通じて生徒、保護者さんに伝えてもらっております。なお、実際保護者説明会のほうに聞きに来られた保護者もおられたというような話を聞いております。実際申し込まれているかというのは、ちょっと手元に資料を準備しておりませんので把握できておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） これから先は地域移行となり、子どもたちの数も減少していく中に、いかにして部員を確保できるかだと思います。移行になるわけですので、しっかりとですね、この地域移行のクラブをですね、ホームページやチラシ等でですね、各クラブ紹介をしていただきながら、町外からの生徒も入っただけのように呼び掛けをしっかりとっていったほうがいいかと思いますが、そここのところの考えはどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

今、議員が申されましたように、クラブチームの編成を安定的にするという目的から、他町からの参加も促すというのは重要なことかと思っております。一応今のところ、町のホームページであったり町広報紙ですね、そういった媒体を使ってですね、呼びかけをもらっていく計画です。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 玉東町から近い中学校といえば玉南中学校、玉陵中学校になると思うんですが、玉名市もですね、もちろん地域移行にされていかれている状況の中でね、玉東町側から呼び掛け、周知やるということは、やっぱりそういうことはあんまり失礼でタブーなことなんで

しょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

今のところですね、中学校、今出ました近隣の玉南中であつたり玉陵中のほうに、積極的に出向いたりしてですね、そういうチラシであつたり、呼び掛けをするというような計画はあがっておりません。いろいろ口コミ等で生徒間同士で広がってくればいいのかというような期待もございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） せっかくですね、こうやって移行の形が実現できたわけですので、やっぱり、しっかりとですね、本当は外部のほうにもしっかりと周知していただいて、玉東町にはこうやって地域移行ができましたということをごすね、しっかりと伝えていってほしいなど。そしてですね、こうやって地域で移行してクラブチームになりますと、またスポーツが増えたりするんじゃないかなとも考えております。バスケット部の男子だったりとか、もしかしたらテニスだったりとかも、こういうのも新しくですね、できていくことができるんじゃないかなとも考えているわけですので、しっかりとですね、ここの地域移行がしっかりと成功していくためにですね、教育委員会のほうとしましてしっかりと頑張っていっていただきたいなと思っております。

もうまとめていきたいと思ひます。本日は私たちの町が部活動の地域移行について質問させていただきました。この移行は単なる制度の変更にとどまらず、私たちの子どもたちの成長と地域の活性化に大きな影響を持つ重要なステージだと考えています。地域の特色を生かしたクラブ活動が提供されることで、子どもたちが地域に愛着を持ち、自ら目指すアスリートや文化人としてのスキルを育んでいくことが期待されます。

また、地域住民の信頼関係を築くことで、地域全体が一つのチームとなり、より強い絆で結ばれることも重要です。

私たちの役割は、この移行を可能な限りスムーズに、かつ効果的に進めることだと思ひます。地域の皆様や教育委員会、さらにはスポーツ団体や文化団体との連携をね、強化し、子どもたちが安心して活動できる環境を築いてきたいと考えています。

今後も地域移行がもたらすメリットを最大限に発揮できますように、私たち議員も尽力を尽くしてまいります。子どもたちが未来を見据えながら、楽しく充実したクラブ活動を通して成長できることが、私たちの最も大切な使命であると信じております。この地域移行が一人一人の子どもたちにとってより良い未来を切り拓くきっかけになることを切なく願ひ、私の質問を閉めさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の一般質問を終わります。

これですべての一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後 2 時10分

再開 午後 2 時23分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第 4 議案第14号 玉東町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第 4、議案第14号「玉東町空き家等の適正管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第14号について御提案申し上げます。

議案第14号、玉東町空き家等の適正管理に関する条例の制定について。玉東町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。令和 7 年 3 月 5 日提出、玉東町長。

提案理由です。空き家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、玉東町の空き家等の適正管理に関し、必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民等の生命、身体または財産の保護及び生活環境の保全を図るためこの条例を制定しようとするものであります。

提案理由の補足になります。本町の空き家等の適正管理に関する基本的な方向性として、次の三つの理念を位置づけたいと考えております。

一つ目が、空き家等にしない予防の推進、二つ目が、空き家等を地域の資源と捉えた活用の推進、三つ目が、管理されない危険な空き家等に対応する安心安全の確保、これら三つの基本的な方向性に基づいて、町全体の活力の向上を目指して、空き家対策を総合的かつ計画的に推進していきたいと考えております。

次に、条例案の説明です。1 枚おめくりください。

条例案につきましては、先般の全員協議会の中で説明しておりますので、詳細な説明については割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

まず条例案の第 1 条には目的を規定しております。

第 2 条には定義を規定しております。第 1 号では空き家等の定義、第 4 号では特定空き家等の定義で、こちらは最も危険な空き家の状態の定義となります。第 5 号では管理不全空き家等ということで、特定空き家等の一步手前の状態の空き家を規定しております。

それから第 4 条は、町の責務を規定しております。町は空き家等に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるとともに、所有者等及び町民等に適切な管理に関する情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うものと規定しております。

第5条では所有者等の責務を規定しております。所有者等は、空き家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、空き家等を適切に管理するとともに、町に協力するよう規定しております。

続いて2ページ目をご覧ください。

2ページ目の第6条は町民等の役割、第7条は事業者の役割を規定しております。

第8条では特定空き家等または管理不全空き家等の認定ということで、町長は法の規定により調査した空き家が、別に定める基準により特定空き家等、または管理不全空き家等として認定するものとするということで規定しております。

第10条は緊急安全措置を規定しております。町長は空き家等が危険な状態にあつて、所有者等に指導等を行う時間的余裕がないと認めるときに限り、緊急安全措置を講ずることができることを規定しております。第2項では、費用については、空き家等の所有者等から徴収するというように規定しております。

第11条は、空き家等対策協議会の規定です。玉東町に空き家等対策協議会を置くこととしております。

3ページ目です。

3ページ目の附則です。この条例については、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、先において全員協議会にて説明がありました資料に基づきお尋ねします。

4点お尋ねしますので、一つ目は、税額が6倍になることだが、令和7年度中に調査し、第2条第4号に認定された場合ということですね、確認いたします。

2点目が、4月1日施行になっているが、実際6倍になるのは令和7年度の税からか令和8年度の税からか。

3点目が、協議会のメンバーは役割の中に認定の文言がないが、認定は誰が行うのか、どの部署がするのか。

4点目が、認定基準（法）に定めるにはどんなものがあるのか。

以上、4点伺います。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、4番、狩野議員の質問にお答えします。

ちょっと4点あったので確認しながらしていきたいと思います。

まず、特定空き家とか管理不全空き家に認定された後の税額の今、6分の1に減額されるときの解除ことについてですけれども、まず流れとしましてはですね、次年度協議会を設置しまして、

今年空き家調査をやっておりますので、その空き家調査の実績に基づいてですね、該当する空き家についてまず調査作業を行っていこうと思っています。そのあとですね、特定空き家であるとか管理不全空き家であるとかについてはですね、国の基準がありますので、その基準に基づきながらですね、来年度以降その調査のほうを行っていこうと思っています。

したがって、税額のその回答につきましては、ちょっとまだ現段階ではですね、7年度になるのか8年度になるのかについてはですね、ちょっと今のところは回答については控えさせていただきますと思います。

それから、空き家協議会の構成員のことでよかったですか。

(構成員じゃなくて認定。)

認定ですね、はい、空き家協議会の認定につきましては、こちらについてはですね、認定につきましては、一応町長となっております。認定権者ですね。それから構成員の委員の構成につきましては、空き家特措法の中にですね、市町村長は地域住民であるとか、議会の議員の皆さんであるとか、ホーム、不動産、建築、福祉、文化等に関するですね、学識経験者から構成するというような規定がありますので、こちらを参考にしながらですね、選定作業を行っていきたいと思っています。それから事務局につきましては、私のところの企画財政課のほうで事務局になっていこうと思っています。

それから4点目は何だったですかね。

(4点目は認定基準、法に定める。)

はい。こちらについてはですね、先ほどもちょっと申し上げたんですけども、国土交通省の方でそういった判定の基準がありますので、その基準に基づいて特定空き家か、管理不全空き家か、そうでないかという部分を判定していこうと思っています。

以上です。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 4月1日の施行からということで、今議会で可決されて、それから作業を順次進めていくお考えですね。

○議長(松尾純久君) 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) 今回ですね、この議会で条例が可決されればですね、4月といわずですね、3月からできる部分の事務については進めていこうと思っています。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 今現在では空き家登録調査済み、そこは把握されていますか。

○議長(松尾純久君) 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) 現況の空き家については、平成28年度に一度行っております。そのときにはですね、95戸の空き家があったと報告がございまして、今年度、今現在ですね、まだ業者に委託して、二度目の空き家調査を今、実施中でございます。

今現在、空き家リストがあがってきてですね、140か150ぐらいのリストがあがってきているので、そこに対して今、その空き家の利活用についてですね、アンケートをしているところなの

で、またその業務が終わったあとにはですね、機会がありましたら皆さん方に2回目の空き家の結果についてお伝えしたいというふうに思っています。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） やはり町民の方で空き家を持っておられる方が、固定資産税が6倍、これにあがるやっぱり懸念があるわけですね。だから町民にこういった6倍に上がる理由なり周知、そのへんを徹底してもらいたいと私は思います。そこはどうなっていますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 4番、狩野議員の御質問にお答えします。

今ですね、空き家条例を制定して、町民の責務あたりも規定しております。その中では町民の皆さん方にはですね、空き家の適正な管理というものを訴えていこうと思っておりますので、広報紙とかを通してですね、そういった適正の管理に併せてですね、管理ができないときにはですね、そういった固定資産税の特例制度が解除になるというようなことをですね、併せて訴えかけていきたいというふうに思っています。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 玉東町広報紙の周知もいいですけど、各区長さんに回覧板で周知してもらい、この内容を町民に空き家の地権者、了解を得るような考え方もされたらどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） いろんなですね、町民の皆さん方には周知する手段がありますので、チラシによる周知ということもですね、併せて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 確認だけさせて。もう調査が済んでると、ほとんど済んでるということですが、空き家バンク以外の持ち主も誰かというところまで分かっているのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

先ほど言いましたように、今現在二度目のですね、調査を実施しておりますけれども、空き家候補が先ほど言ったように140から150あったと聞いております。おおむねですね、その空き家に対する所有者、あるいは管理者についてはですね、把握できているものとは聞いておりますけれども、ひょっとしたら一部ちょっと分からない物件もあるかもしれません。今現在資料をもちまかせないので分かりませんが、二度目の調査が終わったあとにはですね、先ほど申し上げたように機会を設けてですね、皆さん方にお伝えする場面をつくりたいと思っておりますので、そのときに報告したいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 空き家バンクの登録の推進はね、その物件が活用される、借り主があるとか、あるいは売買できるとかですね。ところがそれ以外になるこの条例はね、規定とか、いろんなことをなくすということで、どちらかというと解体のほうに向かっていきますよね。そういう例も多くなりますよね。危険だから解体してくださいということを促進する。

私が何で質問したかという、ちょっと心配事があったのがですね、この物件が片づくのはいいですね。過去に私が農地を欲しかったときにですね、「買おうごたっ」て言うたら、「林君、5反持たんとわからんばい」というようなことを聞いたんです。それじゃあ手が出ないと。そのときもう30年、40年前の話ですけどね。ここに協議会に委員14名とこう書いてありますね、以下、14名以下と書いてありますけれども、不動産関係とか、そういうことでその委員の中にですね、情報を先取りでとられる、さっきの農業委員会はですね、農業委員に関係ある人が良い農地をずいぶん買っていきよったっですよね。だから、委員とする特権の中でそれをやられると、この委員の構成はどうなのかなという心配がちょっとあったんですけど、意味分かります。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

まず最初にですね、冒頭提案理由の中で補足させていただきましたけれども、今回のですね、条例を通して、今後の空き家対策の三つの理念としてですね、一つが空き家の予防の推進、二つ目にですね、一応空き家は地域の資源と捉えて、活用の推進も併せて図っていこうと思っております。それから危険空き家に対する安心安全の確保ということで、一応その三つの理念で執り行っていこうと思っております。

それから、先ほど今おっしゃられた、そういった土地取引に関するトラブルの話なのかなと思うんですけども、そういった御理解でいいですか。

（委員が、委員が。）

委員さんがですね。委員の選考についてはですね、選考してから、その後の委員の中での活動につきましては、しっかりそういったことがですね、そういったトラブルが起こらないようにですね、私たちも注意しながら協議会の運営のほうを行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 委員の関係者でですね、例えば町の公費で調査した、例えば持ち主とか間取りとか、家の寿命がどのくらいとかって、いろんな広さとかが分かってくると、ああこれは買える価値あるなあ。ばらしたあとに買うとかですね、そういうことを、言葉は悪いんですけども、先取りで悪用されたらね、いけないということを私、申し上げたいんですけど、そのへんの用心の度合いというのはどうなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

そら農業委員会も同じことがあっておりました。インサイダー取引は絶対認めないと、そういう関係に値する人は委員に選考しないという方針でいけば大丈夫だと思っております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 委員というのは非常に秘匿性がないとだめなんでしょうけど、たまに自慢話とか、情報先取りでぺらっと町民の中に流されることがあります。私がある農地を破格な値段で、どうしても欲しかったから破格の値段で買ったら、嫌がらせの値段があったんですよね。「お前はそがん銭持っとんなら俺げん土地も買うちくれ」と、こういう電話がわざわざあったんですよ。だから、非常にこの委員の選定というのは難しいと思うんですけどもね、心配御無用ではあるんでしょうけど、そのへん気をつけて選んでいただきたいと思います。すみませんね。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第15号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月5日提出、玉東町長。

提案理由です。育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

このページは改正文となります。詳細は新旧対照表で御説明いたします。

最後のページをお願いします。

新旧対照表です。左が現行、右が改正後案となっております。下線部分が変更箇所になります。

これまで法律の公務員に関する特例におきまして、国家公務員を地方公務員と読み替えて準用されていた規定が、今回の改正により地方公務員の規定が新たに新設されたことに伴い、下線部分を変更するものでございます。

2枚目にお戻りください。

下段の附則です。この条例は、令和7年4月1日から施行するとします。

以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第16号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月5日提出、玉東町長。

提案理由です。育児休業、介護休業と育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

このページは改正文になります。詳細は新旧対照表で説明いたします。

次のページをお開きください。

今回の改正の概要につきましては、少子高齢化進展及び人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児、並びに介護を両立できるようにするための改正内容となっております。

新旧対照表をご覧ください。左が現行、右側が改正後案となっております。まず上段の第7条の2第2項では、対象児童の年齢の拡充により下線部分を変更しております。

下段のほうの第4項では、次のページをお開きください。第2項の改正に伴い、下線部分の追加及び削除となっております。それから下段のほうです。下段の第14条では、第14条の3の条文追加に伴いまして下線部分を追加しております。

次のページをお開きください。

3ページです。中段からの下線部分でございます。先ほど追加条文と言いました第14条の3と第14条の4については、次のページにかけて条文の追加になっており、仕事と介護の両立支援について規定をされております。

2枚目の改正文をお開きください。2枚目に戻っていただきたいと思っております。

一番下段の附則です。この条例は、令和7年4月1日から施行すると思っております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第17号 玉東町定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第17号「玉東町定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） それでは、議案第17号について御提案申し上げます。

議案第17号、玉東町定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月5日提出、玉東町長。

提案理由です。令和7年度より新规定住促進住宅用地丸田分譲地を販売するため、この条例を制定しようとするものであります。

場所につきましては、役場西側コインランドリーの北側の土地になります。

では3枚目をお開きください。一番最後のページになります。

新旧対照表になります。左側が現行で右側が改正後になります。第2条の指定に第6号、丸田分譲地を追加いたします。それに伴いまして、第3条第2項及び第4項の第5号が第6号に改めます。

1枚前にお戻りください。

一番最後の行になります。附則です。この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、御提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それではお尋ねします。

先の全協で丸田分譲地4区画になっていましたけど、番地のほうがまだ入ってないですけど、これ分譲販売のときに番地を決められるわけですか。今ではなくして、そこをお尋ねします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

地番につきましては、工事完成後に再度確定測量をいたしまして、そのときに確定した地番と面積と登記をいたします。そのときに確定します。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 工事完了後はいつごろに大体時期的にはなりそうですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

新年度当初からですね、工事を着手しまして、8月頃には、8月から9月頃に完成しまして、9月から販売を開始したいというふうに予定しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 販売価格は大体幾らになりそうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えしますが、それは議題に載っていない。販売価格はまたあとの、あとで質問してください。

○4番（狩野勝次君） はい、以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第18号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第18号「報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） それでは、議案第18号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案させていただきます。

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月5日提出、玉東町長。

提案理由、小中学校医（歯科医を含む）が職務を行うために出勤した場合の日当について、改定を行う必要があるためこの条例を制定しようとするものである。

概要を説明させていただきます。

本町において、学校保健活動の持続可能性を確保するため、学校医の費用弁償の一部を改正する必要があります。近年地域医療機関の減少が進行しており、今後の学校保健活動に大きな影響を及ぼすことが予想されます。学校医は、学校保健安全法第23条に規定されており、その職務は、児童生徒の健康管理において重要な役割を果たしており、定期検診等を通じて、健康維持、増進を図る活動は、学校教育の基盤を支える重要な要素です。

そのような学校医の体制を継続的に確保するためには、現行の費用弁償額では実状に合わず、学校医の負担が大きくなりすぎる懸念があり、玉名郡市医師会から費用弁償額の見直しの要望があったため改定を行うものであります。

2枚目をお願いいたします。

改正文でございます。詳細につきましては、新旧対照表をもとに行ってまいります。

次ページ新旧対照表をお開きください。

左が現行、右が改正後案です。別表第2の改正となりますが、該当部分につきましては、新旧対照表2ページの下段から3ページの備考についてになります。別表第2、備考についてすべてを改正していますが、その内容としましては、別表第2、備考中1において、「及び小中学校医（歯科医を含む）」を削除し、備考中2を3とし、3を4とし、1の次に2、「小中学校医（歯科医を含む）が職務を行うために出勤したときの日当は、1日につき2万円とする」を加えるものであります。

最後に2枚目の改正文にお戻りください。

附則になります。この条例の施行につきましては、令和7年4月1日からといたします。

以上、説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第19号 ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第9、議案第19号「ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 議案第19号について御提案いたします。

議案第19号、ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

ぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月5日提出、玉東町長。

提案理由です。ふれあいの丘施設の経営健全化のために、入館料、使用料の変更をする必要が

あるため、この条例を制定しようとするものでございます。

改正の要旨について御説明します。

今回の料金改定につきましては、近年エネルギー価格の上昇や原材料費の高騰、人件費や物流コストの増加など、社会全体で経済的な負担が大きくなっています。これに伴い、当施設に関しても維持運営に必要なコストが大幅に上昇しております。これまでコスト削減や業務効率化などに努め、価格の据え置きを目指してまいりましたが、現在の状況においては、従来の料金のままでは安定したサービスの提供が困難となっており、やむを得ず料金改定を実施するものであります。

それでは内容について3枚目の新旧対照表をご覧ください。

左が現行、右が改正後案です。まずは保健センター使用料になります。使用料及び冷暖房料金、1時間当たりの単価で、町内者の多目的研修室、大420円を500円、中210円を300円、小100円を200円、栄養指導室210円を300円、グラウンド100円を200円と改め、町外者については2倍の使用料としております。またガス使用料については、1回当たり520円を600円とする改正案です。

続いて、交流センターの入館料及び使用料になります。裏面をお開きください。

入館料は、大人400円を500円、高齢者300円を350円、子どもの入館料については据え置きとなります。使用料は、小浴場の名称を「家族湯」に改め、1時間当たり400円を500円、休憩、小和室を1時間につき500円を600円、加算料金250円を300円とし、カラオケ使用料は廃止としております。なお、回数券については、サービス券を含み10枚の料金設定とする改正案です。

それでは2枚目の改正文にお戻りください。

附則になります。この条例は、令和7年5月1日から施行するものとします。

なお、経過措置として、2、この条例の規定は、施行の日以降について適用し、同日前の規定については従前の例による。3、この条例による改正前のぎょくとう総合福祉保健センターふれあいの丘設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、施行日前に購入した回数券を施行日以降に使用する場合は、新条例の規定による使用料の額と当該回数券に係る額との差額については、徴収するものとする。

以上、御提案いたします。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） この改正案で、その交流館のほうですね、現行のほう、一番最後になります。改正後案のところ、今、物価も高騰、いろいろ維持していく中でももちろん値上がりは重々分かっております。400円から500円に上がるということについても全然何も言うことはありません。ただですね、ただいつも思うんですけども、その70歳の方も今回ちょっと50円、前はそのまま据え置きだったと思うんですけど、今回も苦渋の決断で50円上げられたというところになっておりますけれども、ここの手厚いところ、幼児さんは無料ですね、4歳以下、小学生以下ですね、5歳以上の方はそのまま据え置きですごく手厚くしていただいております。

ただですね、中学生ですね、ここの分をいつもちょっと思うんですけども、中学生ももし改正があれば、この70歳以上の方々の金額まではちょっと下げるとことということとはできないのかなと思ひまして、提案させていただきました。お願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

功刀議員のお気持ちはすごく理解できますが、社会全体を考えて、公共交通機関においても中学生においては大人の料金ということになっておりますので、中学生は大人料金でという御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

すごく課長の言われることも重々承知しております。ただですね、やっぱり中学生になれば大人というのはすごく分かるところなんですけれども、せっかくこうやって立派な温泉施設があるところで、やっぱりどうしても中学生も入りにこられる子どもたちも数名おられる中で、やっぱりこの子たちと話している中で、やっぱり大人料金に、小学生から上がったとたんに急に大人料金は嫌だよねというところですね、ひと言ね、ちょっと私のほうで伝えてみるねというところで、今回ちょっと伝えさせていただきましたので、受け止めをお願いしときます。終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明日3月6日は午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

---

散会 午後3時10分